

平成29年第2回(6月)定例町議会

(第2日 6月7日)

平成29年第2回(6月)西伊豆町議会定例会

議事日程(第2号)

平成29年6月7日(水)午前9時30分開会

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	堤	豊	君	2番	山本	洋志	君
3番	山本	智之	君	4番	芹澤	孝	君
5番	高橋	敬治	君	6番	加藤	勇	君
7番	山田	厚司	君	8番	西島	繁樹	君
9番	堤	和夫	君	10番	山本	榮	君
11番	増山	勇	君				

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	星野	浄晋	君	副町長	椿	隆史	君
教育長	清野	裕章	君	総務課長	佐久間	明成	君
まちづくり課長	大谷	きよみ	君	窓口税務課長	真野	隆弘	君
健康福祉課長	白石	洋巳	君	産業建設課長	村松	圭吾	君
防災課長	山本	法正	君	環境課長	鈴木	昇生	君
会計課長	森	健	君	企業課長	松本	正人	君
教育委員会 事務局 長	高木	光一	君				

職務のため出席した者

議会事務局長 藤井貞代 書記 山本直輝

開会 午前 9時30分

#### 開議宣告

議長（高橋敬治君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は11名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

#### 議事日程説明

議長（高橋敬治君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### 一般質問

議長（高橋敬治君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、通告順序に従い発言を許します。

なお、本定例会において、一般質問に対し、町長に反問権を付与しています。

---

#### 堤 豊 君

議長（高橋敬治君） 通告4番、堤豊君。

1番、堤豊君。

〔1番 堤 豊君登壇〕

1番（堤 豊君） はい、お願いします。

議長より、許可が得られましたので、壇上より一般質問をいたします。

1、観光振興について、2、町政方針について、一般質問をいたします。

観光振興について（1）観光資源を生かした「まちづくり」について。

平成29年5月1日現在、町の総人口は、8,303人と深刻な人口減少が続いている。人口減少問題は、西伊豆町の存続をかけた最重要課題であり、町全体で問題意識を共有し危機感を持って対応しなければならないと考えます。

平成 28 年 3 月に西伊豆町が作成した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を再度考え直す必要があると思います。

「ひと」が暮らすためには「しごと」がなくてはならない。「ひと」が暮らせる状況を作り出し、「ひと」が「しごと」をつくり、「まち」をつくるという流れが重要であると思います。

そのためには、西伊豆町の基幹産業である、観光産業に力を入れていかなければならないと考えます。観光客数は、昭和 50 年代のピーク時の約 50 パーセント程度と大幅な減少傾向が続いております。以上を踏まえて質問します。

観光に対する具体的な施策はあるか。

西伊豆町の観光資源の中心は、堂ヶ島地区であると考えているが、いかがか。

## ( 2 ) 新規観光施設の計画について

平成 29 年度、施策と予算には、観光施設の新規事業の計画は、見当たりませんが、基幹産業である観光に力を投入するならば、前倒しの計画、事業を実施すべきと考えます。

西伊豆町の生き残りを懸けたチャンスは、あまり残されてないように感じます。人口減少は待ったなしです。10 年後、20 年後の人口は、4 千人から 5 千人程度になると予想されています。今こそ「住民の声が届く」まちづくりをするためにも、町民の皆さんの声を聴取し、精査して、新規観光施設を作る必要があるのではないかと考えます。

以上を踏まえて質問します。

堂ヶ島地区の旧らんの里堂ヶ島の跡地を町で購入し、再開発する考えはありませんか。

所有者に売却の意思があるか、確認はしましたか。

人口減少は待ったなし、交付金の動向も不透明な状況ですから、今やらなければ時期を失うと考えるが、いかがかですか。

## ( 3 ) 誘客宣伝事業について

観光客を誘致するには、話題性が必要だと思います。観光業者に「おまかせ」ではいけないと考えます。しかし、観光業者は、「プロ」です。死活問題として活動しています。観光業者へ計画的に予算をつけて、行動させ誘客宣伝活動をさせてみたらと考えます。

西伊豆町では、7 月 24 日堂ヶ島火祭りが「メイン」であり、その他の観光事業は、少ないように感じます。熱海市のように計画的に予算をつけ、年数回の花火大会等の実施も検討する必要があるように考えます。以上を踏まえて質問します。

誘客宣伝事業についての活動はどのように推進していきますか。

誘客宣伝事業に対する観光業者の参画させるの考えはいかがですか。

観光業者へ、誘客宣伝費の補助制度をする考えはありますか。

新たな誘客イベントの計画はありますか。

## 2. 町政方針について

### (1) 予算縮減の取り組みについて

近い将来、財政事情が益々厳しくなることを想定して、長期・短期的な面から検証し、費用対効果を考慮した予算縮減の取り組みをされていくのではないかと思います。

保育園、幼稚園、認定こども園、小学校を旧洋ランセンター跡地に統合移転する問題や高齢者対策の福祉、医療への充実等の課題がたくさんあると考えます。

一方で地方交付税や国県支出金に依存している体制に、かわりはない状況であると思われます。西伊豆町の平成28年度の財政力指数は、0.33となっており、県内の市町の平均である0.88を大幅に下回っている状況です。地方債の残高は平成27年度まで、約54億円となっており、公債費負担比率は16.4パーセントを示しております。このような財政事情を町民の皆さまにお知らせすることも重要なことであると考えます。今後の事業執行にあたっては、町長、町当局、われわれ町議会議員は、状況をよく認識する必要があると考えます。行政コストを削減するため、費用対効果をよく検証し、事務事業の効率化を図り、財政の健全化を進めていく必要があると考えます。以上を踏まえて質問します。

厳しい財政の下、臨時職員の増加という経費増加の施策をする必要があるか。

今後、この厳しい財政状況を改善させる施策はありますか。

以上、壇上よりの質問を終わります。

議長（高橋敬治君） 町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

町長（星野浄晋君） 堤豊議員の質問にお答えいたします。

まず、1点目の観光振興について、その1つ目の、(1)観光資源を生かした、「まちづくり」について、 の「観光に対する具体的な施策は」ということで、答弁を申し上げますと、所信表明でも申し上げましたし、山本洋志議員にも答弁したように、観光業者や、旅行代理店と良好な関係をもって連携し、1人でも多くのお客さまを呼び込むことが必要でございます。

卵が先かニワトリが先かになりますが、誘客数が増えれば、設備投資や、民間の活力が戻ってくるものだと思っております。次に の「観光資源の中心は、堂ヶ島と考えるがいかか」ということですが、異論はございません。

次に(2)の新規観光施設の計画について、「旧らんの里堂ヶ島の跡地を購入し、再開発する考えは」ということですが、先立つものがあれば、行うことが有益だと思いますが、逆に今の西伊豆町の現状では、難しい問題であると言わざるをえません。

次に の「所有者に売却の意思があるか、確認したか」ということですが、現在、所有者に売却の意思があるか確認をしておりません。次に の「今やらなければ、時期を失うのでは」ということですが、そのとおりだと思います。ただ、答弁としては、 で答えたとおりでございます。

次に(3)の誘客宣伝事業についての 「誘客宣伝事業活動をどのように推進するか」というご質問ですが、今まで以上に推進し、可能な限り行っていきたいと思っております。次に の「誘客宣伝事業の観光業者への参画は」というご質問ですが、ぜひ参画していただければと思います。今でも既に観光業者の皆さんは、観光協会に委託している事業等中で誘客宣伝事業を積極的にされていたと私は思っております。次に の「誘客宣伝費の補助制度の考えは」ということですが、業者さん単体への補助などはできかねますが、観光協会を通じて支援していきたいと思っております。次に の「新たな誘客イベントの計画は」ということですが、今のところございません。

次に大きな2点目の、「町政方針について」(1) 予算削減の取り組みについて、 の「厳しい財政状況のもと、臨時職員の増加という経費増加の施策をする必要があるか」という問いでございますが、新たな業務や、責めの取り組みを行いたく、現在足りていないものを補わせていただき、体制としてまともな状況で行政運営に挑みたいということでございます。

次に の「今後、この厳しい財政状況を改善させる施策はあるか」という問いでございますが、財政状況を改善させるためには、稼ぐか、出さないかしかございません。現在、稼ぐことに着眼し、今までの行政では行ってこなかったことにも手をつけていこうと考えております。以上、壇上での答弁を終わりとさせていただきます。

議長(高橋敬治君) 堤豊君。

1番(堤 豊君) どうもありがとうございました。西伊豆町の観光は、堂ヶ島地区のみでなく、宇久須地区、ほかの地区にもありますが、今般の<sup>しもん</sup>諮問については、範囲が広くなりますので、堂ヶ島地区にしぼって質問をさせていただきました。

皆さんご承知かと思いますが、大事なことです。少し質問をしながら考え方を述べさせていただきます。堂ヶ島地区は昭和40年ころより、民間業者が中心になって開発を進めてきた、そして現在の観光地となっているという歴史があります。

もちろん、町当局からの支援、指導もあったのは間違いありませんが、ほとんどは、民間主導の観光開発でありました。堂ヶ島地区は、遊覧船をはじめ、食堂、売店も、ほとんどが民間業者主体の地域であります。近隣のホテル、民宿等も新築、開発をされましたが、昭和50年代をピークに年々減少が続いている状況です。

沢田地区の民宿では、ピーク時の1/5くらいの件数になっております。当然、人口も大幅な減少傾向が続いており、少子高齢化のモデル地区といっても過言ではないと思います。

地元観光協会、民宿組合なども頑張っておりますが、訪れる観光客の減少もあり、厳しい経営を強いられている状況です。町では観光が西伊豆町の基幹産業であり、魅力あるまちづくりをしなければならぬと考えるというところでありますが、意気込みは理解できますが、具体的に各論を入れる施策をなければならぬと考えます。先ほど質問にありましたが、施策が、もう少し具体的にないかということ町長に質問させていただきます。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） 質問の要点がわからないので、もう一度質問してください。

議長（高橋敬治君） 堤豊君。

1番（堤 豊君） 観光客の大幅な減少にもとづいて、非常に厳しい状況が続いているということを申し上げましたが、その中で、 の「観光に対する具体的は施策がありますか」という質問ですけども、意味は、私は何か意味は、少し伝わらないことがありましたでしょうか。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） 私も、ほかの地区に観光客として伺うことがあります。それは、行きたいところあるから、行くわけでございますので、観光客のお客様のニーズにマッチしたまちづくりをしなければいけないと思います。ですから、昨日山本洋志議員にもお答えさせていただきましたけれども、皆さんが求めるような観光地にするということが、施策でございます。そのためには、今まで私も議員の時に言ってまいりましたけれども、観光客で来られた方に、アンケートを取るなり、いろいろな声をまず聞いて、何が必要か、そして何を求めて来ているのかを調査することが専決でございまして、町の方から町長発信で、こうするのだということは、あの私は逆に今すべきではないと思っております。

議長（高橋敬治君） 堤豊君。

1番（堤 豊君） 堂ヶ島地区では、観光船である遊覧船が、天候の具合により、特に波が高い場合、嵐の場合、休みになることが、100日くらいあります。船が出ない情報は、各ホ

テルでも、携帯の情報通信機械により、各地区に流されております。堂ヶ島は船が出ないと  
なると、観光客は通過するか、また中伊豆、天城方面から目的変更している実態があります。  
そこで、観光客の足止めをする施設が、どうしても必要になると私は考えております。

質問の 堂ヶ島、旧洋らんの里堂ヶ島の跡地を町で購入し、再開する考えの回答を求めたい  
ですけれど、それについてはいかがでしょうか。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） 壇上で先ほど答弁しましたけれども、先立つものがあれば行うことは  
有益だと思えますが、逆に今の西伊豆町の現状を考えると難しい問題であると思えますし、  
また堤議員、2番目の町政運営の方で、ご質問されておりますけれども、財政が厳しい状況  
はおわかりいただいていると思えますので、そういったことは難しいと思えます。

議長（高橋敬治君） 堤豊君。

1番（堤 豊君） 旧洋らん跡地の再開発ということで、考えておるということと言ったの  
ですけど、まあ、くどくなりますけど、堂ヶ島地区ということに、私限定して、今日は発表  
させていただいていますけれど、今いったように、100日ぐらい、要するに、3日に1回は、  
堂ヶ島地区を通過するという、そういう現状がある、それが、今回のこの堂ヶ島地区の観光  
が弱くなった大きな要因である、したがって、足止めをする何かをつくるのが、費用対効  
果はありますけど、やはり、手を打たないと、あと5年10年したら、その前に、観光業者が  
なくなってしまう可能性があるってのは、私は心配して申し上げたつもりです。そういうと  
ころに、跡地を有効活用するのは、これは議会でもお話を何度も、皆さん、されておる状況、  
道の駅をそういうところにつくったとか、そういう足止めをするバスでも、一般顧客も、船  
が出ない日でも、堂ヶ島に立ち寄っていただけるとい、そういうものをやる必要があると  
いう観点からの私の質問であります。

南伊豆町では、観光の見直し、石廊崎灯台のあのあたりが、ほとんど開発されませんが、  
最近では、再開発を予定して行政の方が動き出しております。西伊豆町も、このように、しか  
けることが必要です。ぜひ、また検討のほうをお願いしたいと思います。

次に、予算縮減の取り組みについて質問します。6月15日から3月31日までの期間限定  
で、廃棄物処理の関係で、126万1千円の予算増の議案が提出されていると思えますけれど、  
非常に厳しい状況であります。そのへんについていかがでしょうか。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） その金額に関しましては、クリーンセンターの臨時職員のものでござ

います。

議長（高橋敬治君） 堤豊君。

1番（堤 豊君） 廃棄物処理、今回の骨格予算では、2億5,800万円の予算という、大きな金額が廃棄物処理に計上されております。126万1千円ですけれど、経費の増加につながるものであり、いかななものかということで質問させていただきました。

次に、財政力指数、先ほど、一般質問でさせていただきましたが、財政力指数、西伊豆町は0.33、静岡県平均では0.88、参考までに、1番長泉町は1.37、2番裾野市1.14、3番湖西市1.04と大幅に西伊豆町の財政力指数は下回っております。少し勉強したもので余なことかも知れませんが、財政力指数の出し方というのは、分母が基準財政需要額分の基準財政収入額、過去3年間の平均値であります。続きまして、公債費負担比率、16.4パーセントという数字もあげさせていただきましたけど、こちら大幅に下回っている状況であります。の臨時職員の増加という、経費増加の施策をする必要があるかということですが、もう一度すみません、お答えのほうをしていただけませんかでしょうか。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） 質問が、多分野に及んでいるので、最終的に何の質問なのかよくわからないのですが、臨時職員の、先ほどの160人がしにに関連しての質問であるとするならば、機構改革をいたしまして、防災課と環境課を変えて、環境課から1人職員を防災課にまわしております。ですから人数としては、1人減をしておりますので、そこを臨時職員でまかなったということで、ご理解いただきたいと思っております。

議長（高橋敬治君） 堤豊君。

1番（堤 豊君） 前町長は、町当局の全職員に、報告会をするように指示、あくまでもボランティア活動としていきますということで、3月の定例議会の中で、増山議員の質問に答えております。財政状況は、非常に厳しい状況が続いております。突っ込んで改善させるためにも、今後、ボランティアではなく、重要な仕事として取り組んでいただきたいと考えております。それが、財政状況の改善につながる第1歩ではないかと思っております。

とりとめもなく、まとまりのない、新人の質問で、大変町長の方に失礼をいたしました、結びに私の思いを少し発表させていただいて終わりにしたいと思います。

町民は、生活を切り詰めて、何とか生活をしている現状であります。予算、お金は使えばあつと言う間になくなります。行政に携わる、われわれ町会議員も含めて、これからの西伊豆町を次の世代に引きつぐためにも、質素儉約に努めることが必要であります。ただし、基

幹産業である観光については、積極な投資が必要であると考えます。

結びに、私の好きな格言を披露して一般質問を終わります。

「いつまでも、あると思うな、親と金」ありがとうございました。

議長（高橋敬治君） 1 番、堤豊君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前 9 時 5 5 分

再開 午前 10 時 0 2 分

---

増 山 勇 君

議長（高橋敬治君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

通告 5 番、増山勇君。

1 1 番、増山勇君。

〔 1 1 番 増山 勇登壇 〕

1 1 番（増山 勇君） それでは、一般質問をおこないたいと思います。

西伊豆町、新たな町長を迎えてですね、新しい気持ちで一般質問をおこないたいと思います。私は第 1 に、以前からずっと主張しておりました、町の総合計画について、まずお伺いをいたします。西伊豆総合計画、10 年間をめぐり、この策定についてお伺いします。

平成 29 年 3 月定例会を含め、町の基本方針でもある「西伊豆町総合計画」策定については、私は、何回も質問をしております。しかし、前の以前の町長は、「つくらない」のひと言で議論になりませんでした。そこであえて、新町長にお伺いします。もう、すでに、所信表明で、表明されているわけでありますけれども、10 年後、20 年後の町のありかたの指針として「西伊豆町総合計画」は必要だと私は考えますが、策定する予定はあるのか、改めてお伺いをいたします。

第 2 点目は、子育て支援についてお伺いをします。その 1 は、小・中学生への給食費補助についてであります。西伊豆町は、平成 28 年 4 月から幼稚園、保育園の保育料、給食費無料化と子育て支援を行い、子育てしやすい環境を進めてきました。私は、さらなる子育て支援として小学生・中学生への給食費補助を提案するが、町長の考えかたはいかがでしょうか。

そして、2 点目は、高校生への通学費補助についてであります。高校は授業料無料化がさ

れています。保護者の最大の負担は、この西伊豆町では、通学費ではないかと私は考えています。子育て支援として、通学費の補助を提案しますが、町長の考えはいかがでしょうか。

それで、3点目は「斎場について」であります。この問題については、以前から、指摘しておりますけれども、なかなか前に進まない、こういう中で、昨日の大綱質疑の中で、町長自身も、「喫緊の課題だ」といわれておりますけれども、そういうことで、私は、今回松崎町と共同設置で設置する考えはないかという観点で質問したいと思います。松崎町3月議会、一般質問の中で、松崎斉藤町長は、「西伊豆町と話し合いをしている」と答弁をされております。これまでどのような話し合いが行われて、また、町長との引き継ぎの中で、この斎場の問題について、どのような話し合い、また、引き継ぎを受けておられるのか、最初に、町長の現況をお知らせ願いたいと思います。

以上壇上での質問を終わります。

議長（高橋敬治君） 町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

町長（星野浄晋君） それでは、増山議員の質問にお答えいたします。

まず、1点目の総合計画について、(1)「西伊豆町総合計画(10年間策定)」について、策定する予定はあるか」というご質問でございますが、質問者も壇上でおっしゃられましたように、昨日の所信表明で申し上げたように、策定する予定はございます。

次に、大きな2点目の子育て支援について(1)「小・中学生への給食費補助について、さらなる子育て支援として、小学生、中学生への給食費補助を提案するが、町長の考えは」ということでございますが、今後検討したいと思います。

次に、(2)の、「高校生への通学費助成について」、「子育て支援として、通学費助成を提案しますが、町長の考えは」ということでございますが、私も議員の時に、一般質問で提案をさせていただいておりますけれども、実施に向けて検討していきたいと思っております。

次に3点目の斎場について、(1)松崎町との共同設置について、「これまでの話し合いの経過と内容は」ということでございますが、これまでの経過が書面で残っているわけではございませんので、正確に確認することはできません。以上壇上での答弁を終わります。

議長（高橋敬治君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） それでは、順次再質問を行いたいと思います。

まず、1点目の「総合計画について」ようやく、総合計画つくるというように明言されました、それであえてお聞きしますけれども、どういう手法で、いつまでつくるかっていうこ

これは、庁舎内でもう既に検討に入っておられるのでしょうか。私は、思うに、当然まちづくり課が中心になってつくられるかと思えますけれども、いろいろな手法があります。町長。民間業者にお任せする方法、あるいは、庁舎内の職員や住民の皆さんと一緒に作る方法、そういったものがあると思うのですけれども、新町長はどのようなかたちで、いつまで、そういう総合計画をつくる計画なのかお答えください。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） おっしゃられましたように、業者さんに委託する方法、それと職員を完全に1人、それにはり付けて作る方法、町民の方も交えて、いろいろなご意見をいただきながら作る方法、あろうかと思えますけれども、すべてを網羅した中で、どういう方法が西伊豆町にとって1番いいのかということをおの今検討をしておるとご理解をいただければと思います。いつかということでございますけれども、当然、外部委託をすれば予算措置も必要になりますし、以前から申し上げておるように、今人員は足りていない状況でございますので、もしこれを本格的につくるということになるのであれば、やはり、そのへんの人員配置も必要になるということでございますので、今年度中にはつくることができないと、進んだとしても、来年度の当初から、そういった作業に取りかかるということをご理解をいただければと思います。

議長（高橋敬治君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） 来年度からということで、わかりました。それで、もう1つ聞きたいのはですね、この総合計画つくる場合、以前の総合計画でしたら、住民全体にアンケートをとってですね、要望とか、方向性、そうしたのを、基礎的ベースとしてつくっていくことが、だいたいの手法なのですね、この点については、町長は、全住民対象に、そういった意向調査をされるお考えはありますか。それを1点お伺いします。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） 来年から確実にやるのではなくて、やるとすれば来年度以降ということで、ご理解をいただければと思いますが、そういったアンケートをとる手法をとるのかということも、この1年をかけて検討をして、来年度以降に、実際つくる作業に入るということをご理解をいただければと思います。ただ、今までのように、そういったメニューがあるので、何でもかんでも入れるということではなく、10年後、20年後こういう西伊豆町でありたいということを先に考えてから、時期的にどんどん前倒しで、作っていくという方法の方が、現実味を帯びている総合計画になるというように思っておりますので、今までのように、何

でも詰め込むということはしたくないというように思っております。

議長（高橋敬治君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） 私はですね、町の総合計画そのものってというのは、今、さかんに、さかんにと言えば、一般質問していますけれども、議員の皆さんからいろいろな提案があり、観光、先ほども、観光の問題を取り上げました。しかし、それらも全部総合的に、町の方向性を決めていくのが総合計画だろうと、町長もそういう気持ちでおられると思うのですが、今町長がいわれた方法で結構だと思うのです。ですからぜひ、つくる方向ではなくて、つくるというように言われておりますので、それをもとに、今後10年間、20年間のまちづくりを邁進<sup>まいしん</sup>していただきたいというように、この点については思います。議長いいですか。

議長（高橋敬治君） はい、どうぞ。

11番（増山 勇君） 2点目の子育て支援の問題です。小・中学生の給食費補助、これは幼稚園の給食費補助を実施して、改めて、小・中学生への給食費というのは、非常に、父兄の皆さんには、負担になっているというように伺っております。また、今、子どもの貧困という問題が、大きな社会問題になって、子どもの貧困というのは、親の貧困でもあると思うのですが、なかなかこの西伊豆町では、所得が上がらない、そういう中で子育てをするというのでは、やはり町も、こういったところに補助を出していく必要が私はあると思います。

検討されるということですが、改めて、給食費そのものというのは、西伊豆町内でも学校によって違うのですね、微妙に金額が。賀茂小、賀茂中と仁科小と田子小ですか、それで西伊豆中学、みんな単価が違ってですね、当然、教育委員会の方で、把握されていると思いますけども、例えば、賀茂中ではですね、月5,900円、西伊豆中では月5,400円、賀茂小にいたっては月4,800円と仁科小と田子小は月4,350円になっています。でそういったことをなのですが、これはなぜこういうように、金額が微妙に違うのですか、まずそのへん少し教えてほしいっていうか、

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） 当然食べるもののメニューが違いますので、食材の費用など、そういったものを含めて、たぶん金額は変わってくるであろうというように思いますけれども、詳細につきましては、担当の教育委員会事務局に答弁をさせます。

議長（高橋敬治君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（高木光一君） まず、各給食センターの仕入れの場所が違います。そ

れによって、賀茂地区については、若干高めに仕入れの価格となっております。それから、小学校と中学校につきましては、食べる量によって、単価を変えており、金額が変わっておりますので、そのへんの違いがでております。以上です。

議長（高橋敬治君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） それでですね、町長検討をされるという答弁でありましたけれども、どのような検討で、1つは全額町で補助するという方法もあります。あるいは半額補助する、あるいは、子ども達が2人いた場合は、高学年のほうに補助するよ、さまざまな、補助の仕方はあると思いますけどね。今、給食費の補助という観点だけで見るとですね、全国的にも、各地でこういったことが実施されているのです。静岡県と賀茂郡が極めてそういう、進んでないということが、2月段階で、私たちの新聞の赤旗で、大きく載っているのです。北海道、千葉県、山梨、兵庫、沖縄では、40なんパーセントのそういった中学生、小学校への補助、全額やっているのです。いかに西でなくて、賀茂郡が遅れているかということが、これけっして、これを始めることが全国で始めての事業ではなくて、いろいろな町村が、やはり子育て支援は必要だということで、こうした事業が実施されていると思います。ですからぜひ全国の、先進的な事例を参考にさせていただいて、賀茂郡ではぜひ西伊豆がトップを行けるような、かたちでの支援を行っていただきたいと思います。ちなみに、全額補助すると、町としては、どれぐらいの予算が必要だと考えられておりますか。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） はい、今現在、平成29年度の予算ベースで考えますと、2,302万3千円の経費負担がかかるということでご理解いただきたいと思います。

議長（高橋敬治君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） それは、小学生だけですか。中学生も含めて。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） はい、全てでございます。

議長（高橋敬治君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） 今言われた、全て、全額補助した場合、年間2,300万という金額が試算されるってことです。全体の、私は、町の予算からみれば、そんなに大きな金額ではないのではないかと私は考えます。そしてまた、こういうことをさかんに言うそうですね、財源がどこにあるのだと、町長から反問いただけるような感じが、あえていいですけども、私は、西伊豆で特に、ふるさと納税というかたちで、かなりの金額を寄付していただいております。

ます。そういったものを取り崩してでもですね、こういった補助にぜひ、充てていただきたいと強く思います。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） 増山議員のように、そういう方もいらっしゃるれば、財政を縮減しろという方もいらっしゃいますので、そのへんを検討するという事で、答弁をさせていただいております。

議長（高橋敬治君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） 私、子育てっていう観点だけに限って言えば、町民全体の、やはりですね、補助というか、支援をしていくという観点が、西伊豆町では、もっともっと必要だというように思っております。先ほどいいましたように、町民の所得がですね、極めて低いということが現実にあるのですよ。そういった意味で、やはりそこを補助していくことが非常に大切だろうと思います。現在、西伊豆町の学校では、給食費の不払いっていうか、変だけど、未納者ってのはどれくらい、現況としてはいらっしゃるのか、またその対策としては、どのように学校とでやられているのか、その点もしわかりましたらお聞かせ願いたいのですが、けれども。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） 確かに議員のおっしゃるように、子育て支援大切だと思います。ただ、このあと一般質問に出てきますけども、高齢者の支援も大切になります。

ですから、全てをやることはできないですから、検討しながら、できることからコツコツとやりたいということで、今進んでおりますので、検討するという事で、内容をご理解いただきたいと思います。その後の、詳細の答弁につきましては、教育委員会事務局の方から答弁をさせます。

議長（高橋敬治君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（高木光一君） 議員ご質問の未納の関係なのですけれども、過去においては、数名おりましたけれども、未納者については、学校のほうで、納めていただくように、お話をさせていただいて、現在のところ、未納者はございません。以上です。

議長（高橋敬治君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） ぜひ、検討してさまざまな事例があると思いますので、西伊豆町にあったかたちでのそういった補助を、ぜひ実現をしていただきたいとしたいと思います。

次に、高校生の通学費補助なのですけれども、これ、町長も答弁の中で、議員時代に提案

をしたという、存じ上げております。本当に、1ヵ月、あるいは定期券というのは、例えば松校にですね、通われている方、バスで行くと、1ヵ月の定期でも5,190円、これは、仁科車庫から出た場合です。宇久須から出た場合、もっと増えますけれども、下田高校ですか、に行く場合は、1番遠いのは宇久須のバス停と、稲生沢小学校への定期券、これを1ヵ月買うと29,150円でだいたいの方は4ヵ月を買われるそうですけれども、11万770円かなりの高額なのですね、そういったことの、やはり補助をわが西伊豆町は、地理的にも、高校が遠いということで、やはり考えていく必要があると思いますけれども、それで、再度、前向きな答弁をいただいたわけですけれども、それら、今、現況がどうなっているかということとは、教育委員会で把握されているのでしょうか。その点少しお伺いします。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） 議員ご指摘のとおり、私もその件は十分に把握をしております。当然この西伊豆管内で、一番近いのが松崎高校、その次が土肥分校で下田高校になりますけれども、やはりこの西伊豆町に住んでいるということが、リスクの一つであってはならないというように思っておりますので、やはりその点はしっかりと議論をした上で、実施に向けて検討したいということでご理解をいただきたいと思えます。

議長（高橋敬治君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） ぜひ、実施に向けての検討ってことで、やっていただきたいと思えます。もし、やる場合は、私の提案ですけれども、ぜひ、高校3年から実施してほしいと思うのですよ。まあ、新たに1年生からやるのでなくてね、今行っている方から順次、補助を出してくということが、非常に、町民にとっては有効的な手段になろうかと思えます。一気にというのは、財政的にも厳しいかと思うのでね、そういう1つの方法を提案させていただきましても、伊豆市とかでは、前からこういった高校生への通学補助ってのをしております。この西伊豆、本当に町長がいわれたように、地理的に非常に厳しいところで、この交通費を浮かすというのは変だけれども、親御さんが車で送り迎えをされている方も何人もいらっしゃるです。そういった点考えると、町が子育てしやすいってことを、言われるならば、ほんとに保育園、幼稚園は、無料化になりました、次のは、先ほどいいましたように、小学生、中学生の補助、それで高校生への補助もぜひ、くどいようですけれども、町長、前向きに検討されるということですから、ぜひ担当部署で、その点を十分に検討していただいて、できれば来年度、予算に上がるようなかたちでの取り組みをすすめていただきたいと思えます。その点だけお願いします。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） 仮にそういった方向になった時には、ぜひ議会の皆様のご協力もお願いいたします。

議長（高橋敬治君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） 余談ですけども、教育費のことについては、議会、私も含めて議員の皆さんが、そう反対される方はいないのではないかと思います。ですから、積極的な提案をお願いいたします。

続いて、斎場についてお伺いしますけれども、引継ぎが、文書になかったということなので、けれども、前の町長は、昨日の質疑の中でも、下田市へ、そういった斎場をやることも考えているという答弁でしたけれども、私、ぜひ、松崎と共同でつくれるような方向で、町長自身、あるいは担当課が話し合いをもっていたいただきたいということで、昨日の大綱質疑の中でも、何か、なんですか、西豆自治会ですか、というなかで話題になっているというように、答弁されましたけども、具体的に、どんな、今、状況なのでしょうか。教えてください。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） はい、5月10日に西豆自治会が、開催されまして、私と議長と副町長出席のもと、松崎町も、町長、副町長、議長が出席した中で、そういった問題も、その他の議案として、話し合われたというか、雑談まで、いくのかどうかわかりませんが、話をしたことは事実でございます。ただ、松崎の町長の選挙も、今年の12月に控えておりますので、なかなか話しは前に進まないのなあという印象も受けましたが、事務的なレベルでは、折衝するよということをお互いの町が認識しているのご理解をいただければと思います。

議長（高橋敬治君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） 当然私も、言おうと思ったのですけれども、松崎の町長選が、今年12月ということで、新たな町長が誕生する、されるということで、現町長とのトップ同士の話はそれでいいのですけれども、今言われた、事務的な、課題については、ぜひ具体的な方向ですね、それも、前から私が主張していますように、合併債ではなくて、過疎債、過疎債がせっかく火葬場にも適応されるというように、法が変わりましたので、それを利用してですね、もう1つの提案は、私あの今回も選ばれたのですけれども、西豆衛生プラントという、し尿処理の一部事務組合事業がありますよね、私あの中の1つの事業として、斎場を入れ込んで、そして、その議会でも検討していくと、また事務局である、松崎の担当課、それで、西伊豆の担当課がそこに入っていますのでね、そういうことが、問題の進捗には一番い

いいのではないかと、新たな組織を立ち上げるまでもなく、今ある一部事務組合の組織を利用してそして、松崎町と一緒につくっていく、この方法が一番いいのではないかと私は考えていますけれども、いかがでしょうか。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） 議員が心配されるまでもなく、すでにそういう話はしてございます。ただ、正式にしていないということでございますので、そのへんは、西伊豆町長が言ったということを、また松崎で一般質問されても困りますけれども、一応そういうプラントの組合もありますよねえというお話しもしてありますし、合併特例債も5年間延長されまして、平成32年まで延長されていますけれども、当然、今からだと、少しそこには間に合わないのではないのかなあということもありますので、当然、過疎債ということも視野に入れた中で、今検討をするということで、事務方に話がいつているということでご理解をいただければと思います。

議長（高橋敬治君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） ですから、ここは一般質問の場です、町長が発言されるとそれは、新聞には載るので、それは私が言わなくても伝わると思うのですよ。1つは、松崎と一緒にやるかやらないかという点は、やはりトップの考え方につきると私は思っている、ですから、町長の方から、担当部署へ、具体的に支持をしていただいて、検討に入る、いうことを、ぜひしていただきたいと思います。前の町長、そこは無かったみたいですよ。担当課には、全然指示が無いというように伺っております。でも何か、立ち話でやったとか、そういう話は伺っていますけれども、全然、全然っていうか、全く前へ進まないという状況でして、ですから、新たな町長になって、そして、12月にまた松崎町も新たな町長になって、それからでも結構ですので、きっちりと松崎町にもお話を、どっちが先ではなくてですね、西伊豆町から今斎場の建設については、喫緊の課題だということで提案していただいてですね、それで、私、今回、場所の問題は触れません。というのは、一緒にやる場合は、松崎も含めてですから、こちらとか、こちらとかいいませんが、そういうことも含めて、共同で協議をした方が、物事が前へ進むのではないかと考えておりますけれども、町長いかがでしょうか。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） はい、そのこともふまえて、事務方には折衝するようにという指示は、確実に出しておりますので、ご心配なされないようお願いいたします。

議長（高橋敬治君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） 今ようやく前に進みそうな、答弁いただきました。これは、少し昔に戻ってしまいますが、私も、西豆自治会というところへ、1回出席させていただいた経過があります。副議長時代ですけれども。その時に、こういう問題を言いますと、当時の町長さんとか、担当課は、そういうことを言う場ではないと、一蹴<sup>いっしょう</sup>されましたよ、なんで、西豆自治会ってのやっているのかと、その時、非常に疑問に思いました。ぜひ、これからの西豆自治会というのは、2町で共同できるものは、共同してやってくというスタンスで、ぜひそういう会合に臨んでいただきたい、それを再度お願いいたします。はい。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） 確かに議案の中身といたしましては、交通指導員さんの関係のものであったりとか、今度、警察署が向こうに移りますけれども、その駐車場の借地料であったりというのが、予算であったり、その決算の中身の議題でございまして、それ以外のものを話し合う場所ではないのも事実ではございますが、先日行われました、その西豆自治会では、斎場の問題も話し合いをいたしましたし、ほかのものでも、この西豆地区として課題であるということに関しましては、議論をさせていただきましてので、そのへんは議員のおっしゃるように機能していると思っております。

議長（高橋敬治君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） 今回の一般質問については、ぜひ、3点ともですね、前向きな答弁をいただいたと私は、あの感じております。ぜひ、庁舎内で、十分検討していただいて、物事が前進するように、ぜひお願いをいたしまして、今回の私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（高橋敬治君） 11番、増山勇君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時38分

---

山 田 厚 司 君

議長（高橋敬治君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

通告 6 番、山田厚司君。

7 番、山田厚司君。

〔 7 番 山田厚司君登壇 〕

7 番(山田厚司君) 議長のお許しを得ましたので、壇上にて一般質問させていただきます。

今回の私の一般質問は大きく 2 点であります。

1 点目は、ふるさと納税について、そして住宅関連の支援策についてであります。

1 点目のふるさと納税についてですが、ふるさと納税は、個人が出身地や応援したい地方自治体に 2 千円を超える寄付を行ったときに、個人住民税所得割額の概ね 2 割程度が控除される制度であり、平成 27 年度の寄付額は、全国で 1,653 億円と制度が創設された平成 20 年度の 20 倍以上に伸びております。当町も 2 年連続で、10 億円以上の寄付が寄せられております。人気の背景にもなっている返礼品に対し、過当競争の是正が必要との指摘もある。

ふるさと納税における、次の点について質問します。

1、総務省要請の返礼品に対する対応について

ふるさと納税の返礼品の送付については、地方団体間の競争が過熱しているほか、一部の地方団体においてふるさと納税の趣旨に反するような返礼品が送付されるなどの指摘がなされています。4 月 1 日に総務省は、ふるさと納税の返礼割合を寄付額の 3 割以下とすること。金銭類似性のある商品券や、資産性のある家電や宝飾品など送付しないよう自粛要請をしました。全国で 1 万円の寄付金に対し 4 千円の返礼品を送っていたともいわれる中、次の点を質問します。

1、当町の実態は。(当町の返礼品割合は適正か。返礼品に総務省が指摘する品目はないか。)

2、要請に対する具体的な対応は。 3、要請に対する実施時期は。

( 2 ) としまして、寄付金の使い道について

ふるさと納税制度は本来、地域間格差や過疎などによる税収の減少に悩む地方の自治体に対して、格差是正を推進するための新構想としてできたものであります。過疎地から都市部への人口流出が止まることなく、少子高齢化が進むなかで産業の担い手も高齢化し、税収は減少していく状況で寄付することで自分が応援したい地域の活性化を支援できます。

当町の使い道は、「豊かな心をはぐくむ教育文化のまちづくり」、「地域で支えあう安心とやすらぎのあるまちづくり」、「個性ある地域の発展と快適な生活のできるまちづくり」、「地域資源を活かした魅力ある産業の育つまちづくり」など総括的に支援している事が現状であろうと思うが、今後も変わらないか伺います。

### 3、職員の体制づくりについて

今回の機構改革で、総合的にまちづくりを行う「まちづくり課」が新設されました。「まちづくり課」に「ふるさと納税係」があります。ふるさと納税に関することは、「ふるさと納税係」の職員が2名及び臨時職員で対応、また繁忙期には、商工会や観光協会に委託するということが、町当局の考えであったと思うが、新体制となり職員の体制について、どう考えているのか伺います。

### 4、返礼品拡充の検討について

ふるさと納税は本来、お寄せ頂いた寄付金を財源として、自治体が個性あるまちづくりを展開すること、地域活性化に繋げることで、寄付者の方にとっても意義あるものとされ、当初、返礼品は必ずしも義務ではなかったが、特産品を返礼品とすることにより、地域にお金が循環する仕組みができ産業振興の一翼を担っております。また、返礼品目的での寄付者の増加を受け、総務省から自粛要請が出たところです。今後は、基準範囲内でも知恵や工夫をこらした地域活性化に繋がるような体験型の返礼品も含め、さまざまなジャンルで、返礼品を拡充する必要があると思うが、どう考えるか伺います。

大きな2番目住宅関連の支援策についてです。

小規模自治体の人口減少の減少は、減少の原因は、若者、特に女性の流出が次世代の子どもの減少という形で人口減少を加速させております。地方・地域が消滅するという最悪のシナリオ回避のため各自治体が知恵をしばり、対策しているところです。西伊豆町の昨年度人口減少の動向をみますと、転入172人、転出250人、出生19人、死亡186人と自然減と、社会減と自然減が同時に発生し245人の減となりました。更にこの傾向は続いており、人口減少対策は待ったなしの状況であります。人口減少対策としてさまざまな施策がありますが、子育て支援策などは、当町は趣向をこらし実施していますが、住宅関連の移住・定住施策は、独自の制度がありません。住宅関連の支援事業は子育て支援策と同時に実施することで相乗効果を生むと考え、次の点を質問します。

#### 1、住宅リフォーム補助について

住宅リフォーム補助については、何度も提言してきましたが、定住人口増加を図るとともに、家などを増改築することにより住環境整備の促進、また、町内業者との施工契約することで地域経済活性化を図ることが主な目的であります。先進事例では、子育てや介護など家族の支え合いを促進するため、子世帯・親世帯が同居するためのリフォーム補助をしている自治体もあります。それらを勘案した中で補助制度について、検討する必要があると

と思いますが、どのように考えているか伺います。

## 2、住宅取得補助について

若者世代・子育て世代の暮らしやすさを目指して安心して生活できる住宅環境の確保と、人口増加対策として、快適で魅力あるまちづくりを推進するため、定住を希望する若者世代が新築・中古住宅を取得する場合に支援する制度などを検討する。中古住宅に特化して考えれば、増える傾向にある空き家を活用し、定住住宅として整備する場合には、リフォーム補助と同様に町内業者との施工契約することで地域経済の振興も図れると思います。補助制度を検討してはと考えますが、いかがですか。

## 3、民間賃貸住宅家賃補助について

住宅に困っている人に、質の良い住宅を供給することを考えた場合、資金面を考慮するとすぐに住宅取得、リフォームというところまでいきません。まずは賃貸住宅でということが一般的であると思います。生活困窮者に良質な住宅を供給するという目的なら、町営住宅になりますが、西伊豆町では耐震性の観点から町営住宅は廃止の方向で進んでいます。先進事例では、公営住宅の廃止分を民間賃貸住宅で補完し、家賃補助しているところもあります。また、伊豆市では、定住促進目的で入居した若者夫婦世帯に、家賃補助の制度を実施しています。当町でもこの様な制度を調査研究し、導入を検討してはと考えますが、いかがですか。以上、明確な答弁を期待して、壇上での質問を終わります。

議長（高橋敬治君） 町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

町長（星野浄晋君） それでは、山田議員の質問にお答えいたします。

まず、1点目のふるさと納税について（1）総務省について、の「総務省が指摘する品目は」ということをございますけれども、西伊豆町といたしましては、大きく分けまして、4種類ございます。1つ目として価格が高額な物品、2つ目として金銭類似性の高いものとしての感謝券、3つ目として返礼割合が3割を超えるもの、4つ目として住民に対する返礼品の4種類が指摘の対象となります。次に、の「具体的な対応は」ということをございます。西伊豆町ふるさと納税感謝券や、返礼割合が3割を超えるものにつきましては、他の市町の動向など、情報を収集しながら対応する方向で指示をしてございます。住民に対する返礼品につきましては、7月1日から廃止をいたします。住民への周知は6月の広報でお知らせをし、7月1日以降の寄付受付分から、返礼を行わない旨、掲載をさせていただいておりますのでご確認をお願いいたします。

次に の「要請に対する実施時期について」でございますが、町にとっても、納税者にとっても、一番わかりやすい時期に切り替えるということで話はしてございます。パンフレットなどの都合もありますが、他の市町の動向なども参考にしながら、これまでの活性化の流れを止めないよう、慎重に考えていきたいと思っております。はっきりとした時期は現在、お示しすることはできませんが、価格が高額なものにつきましては、取扱店と調整をしながら、早い時期に対応する予定でございます。

次に、( 2 ) の「寄付金の使い道について」、「寄付金の使い方は今後も、変わらないか」という質問でございますが、今後は用途を明確にしたクラウドファンディング的な寄付の募り方をして、使うことも考えております。次に( 3 ) の職員の体制作りについて、「新体制となり、職員の体制についてどう考えるか」というご質問でございますが、あくまでも係は2名体制でございます。ただ、ふるさと納税のPTとして21名おりますので、全町あがての対応ができていると思っておりますし、また、そのようなかたちで取り組んでおります。

次に( 4 ) の「返礼品拡充の検討について」、「体験型の返礼も含め、返礼品を拡充するという考えは」ということでございますが、体験型はすでにダイビングやシュノーケリングなどを行っております。他のものをおこないたいとは思っておりますが、ふるさと納税のために何かをするのではなく、業者さんが率先しておこなっていただき、その内容をふるさと納税で提供するといった順序ですすめたいと思っております。

一番いい例といたしまして、今年の12月11日に行われます、伊豆トレイルランがそういう扱いだと思います。実際にふるさと納税枠で100名の募集枠をいただいておりますので、ご了解いただければと思います。

次に大きな2点目の「住宅関連の支援策について」( 1 ) から( 3 ) まで同じでございますので、一緒に答弁をさせていただきます。住宅リフォーム補助、住宅取得補助、民間賃貸住宅家賃補助は全て必要なことだとは思っておりますので、今後検討させていただきたいと思っております。以上、壇上での答弁を終わりとさせていただきます。

議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

7番（山田厚司君） それでは随時、いろいろと答弁いただきましたけれど、再質問していきたいと思っております。

まず、総務省の要請の返礼品に対することなのですけれども、これですね、やはり、急に、急にといいますが、総務省の話ですから、普通に考えれば、総務省と地方の自治体そういったものの、パワーバランスっていいですか、総務省から言われれば、無理が無いっていうよう

なこともありますけれども、各自治体の対応を見てというようなこと、動向をみてということなのですから、これですね、ふるさと納税の各上位の1位から20位までですか、そこまで、ほとんど、寄付額の3割以上をそこが占めているというようなことで、新聞の記事に載っていましたが、そのところの対応も、ほとんどがまだ決まってないところ、あるいは、秋ごろには決める、あるいは、もう即対応するよというようなところも、いろいろあったのですけれども、今みていきますと、わかりやすい時期、時期はまだ決定してないと。うちの対応としては、ただ、西伊豆町、こうやっている間もですね、昨日の話にもありましたけれども、ふるさと納税が、駆け込み的に申し込む、お客さんがいるよというようなところですね、ある程度ですね、時期を、最初に決めていく必要があると思うのですけれども、そのへんのところのことが、町長の中にはないでしょうか。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） 時期を決めることは、簡単だと思いますが、それによって、西伊豆町内の業者さんに出る影響ということも考えなければいけないので、時期は未定だという答弁をさせていただいております。

議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

7番（山田厚司君） では、業者さんに出る影響をというようなことになりましたならば、その業者さんを集めて、ふるさと納税の感謝券の見直しに関して、こういったような方向で行きたいというような、話といたしますか、持ちかけを投げかけてとかというようなことは、したわけなのでしょうか。そのへんどうでしょうか。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） その件につきましては、担当課のまちづくり課長に答弁をさせます。

議長（高橋敬治君） まちづくり課長。

まちづくり課長（大谷きよみ君） ふるさと納税の事業者の皆さまとの話合いなのですけれども、5月24日に、特産品および感謝券の取り扱いについて、今町長が答弁したとおりのこととお話をしてあります。

議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

7番（山田厚司君） 私も、ふるさと納税については、できうる限り、返礼品もつくっているといたしますか、その業者さんとの兼ね合いもありますので、できうる限り、もらえる時期はもらっていたほうがいいのかと、西伊豆町のためには、こう言い方、少しあんまりいいのか悪いのかわからないのですけれども、いいのかなくなっていうようには思いますけれども、た

だ、確かですね、総務省のほうから、今、3割という話があった時に、3割以上の返礼品をおくり続けている全国の100の自治体に、6月までに、その対応の方針の回答を求める、再通知書を送付したというように、そういうようなニュースがあったと思うのですが、それというのは西伊豆町にもやはり届いているわけなのではないでしょうか、そのへんどうでしょうか。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） 5月24日付けで、総務省自治税務局市町村税務課長から、西伊豆町長宛に届いてございます。ただ、その100の自治体というのは、たぶんトップ100の自治体ですから、その3割以上がどうのっていうことではなくて、上位100位ということで、要は、西伊豆町は100位以内に入っているということで、そういった通知が来たのご理解いただければと思います。

議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

7番（山田厚司君） あとですね、西伊豆町が利用している、この、仲介サイトのふるさとチョイスですか、そういったところでも、では、ふるさとチョイスでも自主的に、規制っていいですか、自助努力をしてこうってというようなことで、返礼品の掲載基準を厳しくしてこうではないかというようなことで、返礼品の高額化に歯止めをかけるためですね、寄付額の半分以上は自治体に戻るようなことを求めているというようなことがなのですか、少しネットかなのかをみていた時に、そういうようなことが載っていたのですけれども、そういったことで、例えば、ふるさとチョイスの方から、そういうようにしてくださいよってような指導等はあったのでしょうか、そのへんはどうでしょうか。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） ふるさとチョイスからそのような、指導が来たかに関しましては、後ほど担当課長より答弁をさせますが、その5割というものをどういう捉え方をするかにもよると思います。ふるさとチョイスに限って言えば、その手数料が何パーセントで当然、業者さんの送料があります。その他に仮に、干物であれば、干物の中身が、では実際5割なのか、それとも3割なのかということにも、なってまいりますし、逆に、ふるさとチョイスではなく、さとふるの場合ですと手数料が、ふるさとチョイスよりも、大きく10ナパーセントということでもございますので、残る金額が、町に対して5割以上ということであるならば、西伊豆町は5割以上、残っておりませんが、それに近づけるためには、別に、返礼品の品目を5割ということではなくて、4割でも、残りが5割になるということはすることは可能ですので、そのへんも含めて検討しなければいけないと思います。あとの質問に関しま

しては、担当課長より答弁をさせます。

議長（高橋敬治君） まちづくり課長。

まちづくり課長（大谷きよみ君） ふるさと納税を取り扱っていただいている事業所、ふるさとチョイスですけれども、昨年度から総務省から返礼品の送付の対応の中で、ふるさと納税の周知とか募集の事務をおこなう際に、対価の提供との誤解を招きかねないような表示にするようにという通知のことだと思いますけれども、それに対して、返礼品の価格とか、価格割合を提示することを平成 29 年 1 月からは取りやめております。平成 29 年 4 月からは、資産性の高い電化製品等ですけれども、掲載をすることは、取りやめているようです。品で高いものは、西伊豆町では無いのですけれども、ふるさとチョイスで取り扱っているそういう高価なものは、掲載はやめたということを知っております。以上です。

議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

7 番（山田厚司君） このようなですね、総務省の自粛要請に対して、もともと、ふるさと納税の創設を訴えたといいますが、そういったことをしました、福井県知事ですか、西川県知事さんが、ふるさと納税の健全な発展をめざす自治体連合なるものを立ち上げたというようなことのニュースがあったのですけれども、そういったところがこういった活動をしているのかとか、そういったことをですね、一度研究しながらですね、それを参考にしてみるのも 1 つかなと思いますけれどもそういったことは聞いたことはないですか。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） その団体につきまして、私は少し存じ上げませんので、今後、調べるなり、なんなりして検討はしてみたいと思います。

議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

7 番（山田厚司君） それでは、寄付金の使い方についてなのですけれども、クラウドファンディングもということで、町長のほうから答弁をいただきましたけれども、クラウドファンディング、これは、町長が議員時代にも、さかんに、質問していたりもししていましたし、私もこのクラウドファンディング、まとりあえずやってみるべきだなというように思います。だとしたら、なんかの、やつで、一度取り合えず、目標金額が低く設定したもので、なんでも、一度、先ほどの質問の中に、増山議員が、給食費をっていうふうなことがありましたけれども、私の、給食費なら給食費、あるいは、先ほど、町長がですね、いろいろいう、高齢者の福祉のことっていうようなことで、いろいろ言っていましたけれど、例えば、高齢者のサロンの支援にクラウドファンディングを利用してというようなところも、けっこう

あるのですよ。ですから、そういったものでですね、一度、西伊豆町のですね、目標金額どれくらいにするのか、設定するのはわからないですけども、とりあえず一度出してみるべきだと思うのですけども、そのへんのところはどうか。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） 議員もおっしゃるように、福祉的な観点からそういった、クラウドファンディングも必要だと思っております。ただ、すでに、2種類の提案をネット上に掲載できるように指示をしております。ただ、その内容といたしましては、水産資源増加事業という名目で、稚魚の放流に100万円程度ということ、2点目に、これは山本洋志議員が、全協で発言をされたことを受けまして、黄金崎公園の桜の植え替え事業に200万円程度ということで載せたいと思っております。ただ、環境省だとか、いろいろなところとの折衝が、まず、ございますので、まだ掲載はできておりませんが、この折衝がスムーズに行き次第、できればネット上に掲載したいというように思っております。

議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

7番（山田厚司君） 海産資源の開発みたいなことですね、稚魚の放流といいますか、これは、私も少し、やってみたらどうかなというように思ったのですけれども、ふるさとチョイスの応援メッセージみたいなやつありますよね、あれを見ていくとですね、豊かな自然を残してくださいというような応援の中もいっぱいあるのですけれども、産業の振興に役立ててくださいとか、地域資源、海産資源の開発に力を入れてくださいというような、応援メッセージがけっこう含まれていたのですよ。それをみましたら、私もそういうところですね、力をいれるべきだということと、あともう1つは、クラウドファンディングやったあとに、こういうことにお金を使いましたということの結果を、必ず法定上に残すべきだと思いますけれども、そういったことは考えていませんか。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） 当然その件も、私一般質問でいたしておりますので、確実に載せるという方向でご理解をいただければと思います。

議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

7番（山田厚司君） それでは、前向きな答弁をいただきました。職員の体制づくりのところでございます。あくまでも現状でというようなことが基本ということなのですけれども、これまで、確か、観光協会へ、ふるさと納税の感謝券の取り扱いを委託していたと思うのですよ。どういうわけか、その委託料を、これは、観光協会のある程度、大きな資金源にもなっ

ていたというようには聞いているのですけれど、これを、前町長が、一度ひっくり返したというようには、聞いていたのですけれども、町長それは、それをまたもとに戻すというように考えてよろしいでしょうか。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） その経過の詳細につきましては、存じ上げてございませんので、回答はできませんが、今年度、平成 29 年度に関しましては、観光協会さんが困らない程度の取りまとめの委託料ということでお願いをしたいと思っております。

議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

7 番（山田厚司君） あと商工会の方にも、いろいろとこれまで、ずっと継続して委託していたりしていたものが、結構あると思うのですけれども、ずっと今まで委託していたものというものはですね、同じ仕事内容であれば、継続してずっと委託することによって、例えば、仕事の質も、高まってくるではないかなというように思いますし、職員は、専門的なものの仕事に専念できる、そういった環境ができると思いますけれども、ですから、今まで継続的にやっていた、委託していたものは、これからも、継続して委託するというような考え方でよろしいですか。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） 当然過去に委託をしたということになりますと、町の職員の中でおこなうと、業務がかさんで、通常業務に支障が出るということで、外に委託したという経緯もあると当然思っておりますので、引き続きお願いできるものは、外部委託をして、庁舎の仕事と外部にお願いするものと分けた中ですすめていきたいと思っております。

議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

7 番（山田厚司君） それから、少し確認ですけれど、町長、PT21 名といわれておる、略称だかなのだが、プロジェクトチームということで、やはり略されて、少しあれなのですけど確か、ふるさと納税のプロジェクトチーム、それと、若手のプロジェクトチーム 2 つがあったと思うのです、若干メンバーが、違っていたかもしれないですけども、中心になっているのは、このふるさと納税のプロジェクトチームということでよろしいのですか。それと、若手のプロジェクトチームは、これは 10 年後、20 年後の財政状況などを鑑みながら、<sup>かんがみ</sup> 税収等々の課題を主に行ういうように、私は理解していたのですけれども、そういった中からふるさと納税というようなことも出てきたというように覚えているのですけれども、そういった意味からいうと、若手のプロジェクトチームも、ふるさと納税に関して応援するとか、そ

ういったことは、ないわけなのでしょうか、そのへんどうでしょうか。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） 若手という線引きをどこするかということも、問題だと思いますが、ずるずるいって、40、50になっても若手ということでは困りますので、ある程度若手PTに関しましては、年齢制限があるというように伺っております。ただ、それが、財政だけのことを話あっているかということ、そうではなく、やはり10年後、20年後の西伊豆町を見越して、今すべきことはどういうことかということ、検討しているというように伺っておりますので、それはそれで存続していただきたいと思います。また、このふるさと納税のPTは年齢制限ございませんので、ふるさと納税をまちづくり課だけではなくいろんな分野から当然、水産業もあれば、産業建設課が関係してきますし、いろいろな分野の職員が集まって、全部で21名ということでございますのでそのへんのご理解をお願いします。

議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

7番（山田厚司君） そのプロジェクトチームの関係はわかりました。この2つのプロジェクトチーム、これからはまた、町長の新たな考えでもっていろいろな使命をおわせておこなっていただければいいと思いますけれども、ふるさと納税のプロジェクトチームに関していいますと、いろいろなところのイベントなりに行ってふるさと納税をとというようなことで、ピアーするという機会がけっこうあると思うのですけれども、そういったところに行く場合に例えばいろいろな関係なので、観光協会なり商工会なりと一緒にって行くという場合もあるでしょうし、そういった場合には、例えば、議員のほうもですね、誘って行くってというようなことも、あってもいいと思いますけれどもそのへんの考えはどうでしょうか。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） 少し、どう答弁していくかわかりませんが、今月千代田市場さんでイベントがございます。それは、まちづくり課の担当ですけれども、その中で、別件としてになるのか、一緒になるのかわかりませんが、そこでふるさと納税をピアーすることも行っておりますし、去年ですが、議会の広報委員の皆さんとも行ったと思いますけれども、秋葉原のところとか、ああいったところでも引き続き、パンフレットを配るなど、ふるさと納税のピアーは、行っていくと、ただそれがまちづくり課だけではなく、このPTに入っていたとか、また議員さんにもお願いをしながらあのピアーはしていきたいというように思っております。

議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

7番（山田厚司君） それでは返礼品の拡充のことで少し質問したいと思います。これは、体験というようなことでいったら、ダイビングとかシュノーケリングというようなことが、もうすでにあると、承知しておりました、しかしながら私思ったのは、ふるさと納税の感謝券で、感謝券を使ってもっともっと体験もできるようなかっこうにできないのかなというような、商品の提案が、どういう体験を感謝券で提案できるのかというのが、私には、少しぱっと思い当たらないですけれども、西伊豆町で体験というようなことでであると、町長いわれるように、昨日の施政方針でもありましたけれども、農業体験だ、なに体験だというようなこともありましたけれども、私どもが少しかかわっておこなっていたところで、スローライフとかそういうことで農業体験とかいうようなことでありますと、まき割り一つやるのにも、都会の人が来てすごく喜んでくれるとか、あと、これは河津ですか、カーネーションの引き抜き体験とか、これを10年かけて一つの、イベントに仕上げといったとか、そういったものはあります。ですから、そういったものを、1つの農業体験になるのかなというように思いますし、あとは、ガラス関係の体験とかも、可能なのかなというように思いますけれども、そういったものの体験等々、いろいろ一緒にして、感謝券でできるようなものにしていく、感謝券自体は、先ほど1番最初のところで、少し総務省に抵<sup>ていしょく</sup>触<sup>しゆ</sup>ようなところがあるということです、そういったことを<sup>とうた</sup>淘汰した中で、いろいろ体験もできるよう、ガソリンとかそういったものではなくして、西伊豆町に来ていただいて、いろいろな体験を十分できるというような感謝券の質を高めていくという方向にしていければいいのかなあというふうに思いますけれども、そういったものを、体験メニューをさらにいろいろ皆さんに振って、こういうものというものを求めていくということとはできないものですか。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） 壇上の答弁では、ダイビングやシュノーケリングということ、申し上げましたけれども、当然ガラスの関係で、あたりとか、潮溜まりの関係もそうですけれども、体験メニューはまだほかにもございます。ただ、お仕事として、そういった体験を提供していない方に、急にスローライフだからといって、こういう方がくるので、その日対応してくださいということは、当然、その方がもし仕事をしていた場合は、対応ができないということもありますので、できうるならば、今既に、そういったメニューがあるものに関しての体験は提供したいと思いますけれども、いつ来るかわからない方のためだけにつくったメニューというのは、少し経済的にも無理なのかなあというように思っておりますのでご理解をいただければと思います。

議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

7番（山田厚司君） わかりました。業者さんの方で、そういったメニューに無いとか、そういう仕事をしていないというようなことはわかりました。ただ、西伊豆町に来て、今度は、違う視点からいえば、工場見学みたいなこと、これを観光に生かそうとかというようなことで考えれば、今さかんにはおこなってきているのが、かつおぶし工場とかそういうこと、あるいは、体験でいうなら、ひらき作りみたいなところのことがあると思うのですけれども、そういったものを、業者さんに提案して、こういったものの感謝券と兼ねて、商品と感謝券という商品で提供できないかということ提案できないかということは無理なのでしょうか、そのへんはどうでしょうか。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） 日にちを決めて、体験ツアーというかたちであれば可能かとは思いますが、1日に1人ずつ来られるような状態ですと逆に今度業者さんのほうも、受け入れ体制としてはできないというお断りもいただくかもしれないので、そのへんは業者さんと検討した上で、可能なのであれば、メニューとしてつくっていききたいなあというようには思っております。

議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

7番（山田厚司君） ではふるさと納税のほうは、だいたいそのくらいで、

議長（高橋敬治君） 質問の途中ですが、暫時休憩します。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時25分

議長（高橋敬治君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。山田厚司君。

[ 発言する人あり ]

7番（山田厚司君） 住宅関連の質問なのですが、3つとも同じように、今後検討してくれるというようなことなので、確認といえますか、少し2、3だけ、質問したいと思えます。

政府の「少子化社会対策大綱」こういったものに、教育を含む子育ての経済的負担を緩和させる、親世帯と孫世帯、子育て世帯が同居するののメリット、そのようなことがどうい

ことがあるかというようなことでいろいろと述べているのですけれども、「教育を含む子育ての経済的負担を緩和させるとともに、多様な主体による、子育てにかかる支援を充実させて、子育てしやすい環境を整備すると」先ほどの増山議員の、通学費のこともありましたけれども、親世帯と子育て世帯と一緒に住んでいれば、おばあちゃんが、おじいちゃんが通学費を補助してくれるか、学費を補助してくれるということは一般的にありえるというようなことなので、そういうようなことで、西伊豆町としては、親世帯、孫世帯、3世帯が一緒になって住むのを推進して、そういうことを推進しながら、住宅のリフォームなり、住宅を直すのであれば、直すところを、補助してこうっていうようなことで進めていけば、すごく住みやすいのではというように思いますけれども、これは既に、長泉町とかそうところでは、孫世帯の同居ですか、補助ですということ、条例がつくってありましたけれども、そういったことを推進するということに関しては町長いかがですか。そのへんは。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） 確かに3世帯、住んでいただくことが1番いいと思いますけれども、議員もご存知のとおり、西伊豆町のその世帯がどういう状況かという、やはり、お年寄りの夫婦世帯とか、そういうかたが多い状況で、急に3世代だったらリフォーム補助ということになりますと対象者も少ないということになるかと思しますので、そういったこともふまえて、検討をしていくということをお願いいたします。

議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

7番（山田厚司君） 確かにそうなのです、西伊豆町、お年寄り、かなりな年寄り、年齢層の単独の世帯とか、夫婦のみの世帯、そういったものが多いというようなことを考えると、対策でいくと、空き家これは、西伊豆町だけではないですけれども、空き家をどうするか、これから、空き家を活用していくというようなことを、これから先考えていかなければならないというように思います。そういったときに、どこの地域でも、空き家バンクを活用してというようなことでおこなってのですけれども、西伊豆町なのですけれども、空き家バンク、どうしてなのか、1軒しか登録がないというようなことで、そのままになっていると思うのですけれども、これは少しいかがなものかという、これは今現在の課長がどうのこうのというではなくして、継続しての話ですから、物件も一度、ネットで絵をみましたが、なにかいかにもっていうので、初期のころから登録してあったものがそのまま、契約されずに残ってきているっていうような感じなのですけれども、空き家バンクの登録を促すようなことというのは、どういうような感じで、おこなっているのでしょうかそのへんどうですか。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） 空き家バンクに関しましては、次の芹澤議員の一般質問の通告にありますので、あまり踏み込んで答弁をするとその後困るかと思しますので、あまり踏み込んでの答弁はいたしませんけれども、この1軒に関しましては、不動産屋さんの方からあげていただいている1軒でございます。ただ、議員もご存知のように、不動産屋さんに行けば、当然、賃借の住宅をたくさんお持ちのわけでございますよ、ただそれが、空き家バンクの情報として出てこないのかという理由が当然あるかと思しますので、そのへんもふまえて、この1軒ということが現状だとご理解いただきたいと思します。

議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

7番（山田厚司君） やはりその原因っていうのは、少し行政のほうでも、ある程度把握していたほうがいいのかというようには思します、たぶん、不動産屋さんにとっては、空き家バンクに登録するってこと自体がですね、そんなにいい仕事ではないのかなというようには思します、その手数料がそんなに多く入ってこないっていうようなのでそんなに率先して、登録しているのではないっていうようなところなのかなというようには推測します。それ以外に、やはり、この地域の、空き家の状況を、町長は、1番最初の公約の解体のほうもう空き家でひどい状態になっている物件の解体のほうの補助はおこなうというようなことで、いっているわけですから、現在、西伊豆町の空き家がどれくらある、どういう状態なのか、その実態を、把握するというような調査みたいなものを、これから進めていく必要があると思しますけれども、担当課の職員が、厳しい中ではありますけどもそのへんの考えはどうなのでしょうか。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） まだ、空き家として、認識がどの程度、どいういうのでしょうか、これを空き家とっていいのかということも、定義がわかりませんで、どうにも言えませんが、当然人が住んでいなければ、空き家であろうと、ただ、盆正月に帰ってくるのは、空き家ではないっていう方も当然いらっしゃるわけでございますし、逆にほんとに朽ちて壊れそうなものが空き家という方もいらっしゃいますので、そのへんわかりませんが、ただ、通常感覚でいえば、日頃人が住んでいなければ、空き家であろうと思しますが、ただ、それが貸し出し可能か、可能ではないかということが前提になって、当然空き家バンクには登録されてきますので、お互いの理解の度合いによって、状況は違うのだろうというようには思します。

議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

7番（山田厚司君） はい、いろいろいうところ、空き家も、移住者が空き家に住みたいというようになった時に、空き家のリフォームに関して、補助をしてくというところ、あるいは、家財道具を処分するにあたって、補助をしている、そういったものは、この近隣の町村にでも、南伊豆町とか東伊豆町にも確か、南伊豆町かな、そこにも補助制度が、もう既にあったと思いますので、そういったところを、研究しながら、おこなっていければというように思います。それから、あと、定住促進をしてくうえで、いろいろなところのキャッチフレーズみたいなものも必要なかなというように思います。以前、テレビの番組で、「めざせ1パーセント」というようなことで、やっていたところがありました。100パーセントのところ、毎年1人だと、では1千人のところでは、1パーセントですから、10人増やせば、そうすれば毎年それぐらいの人数を増やしていけば、確実に人口は増えていくのだと。そういうようなことを考えれば、1千人で10人だと3世帯、これを増やせるように、いろいろな施策を講じながらおこなっていくべきだと。「めざせ1パーセント」重要なことだというように思っています。

これを、如実に感じるのは、幼稚園の入園式なんかの場合、賀茂幼稚園で、2千人から何千人、2千人ぐらいかな、それぐらいの住民の数だと思いますけれども、入園する子どもたちが5人も割ってくるってというような状態になっていますので、ここは毎年1人でも2人でも増えるような感じでやっていくには、やはり、賃貸の住宅とか、リフォームこれを、充実させてくべきだと思いますし、そのへんのところ、キャッチフレーズも必要だと思いますけれど、そのへんの考えはどうでしょうか。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） 先日、議長と一緒に東京に行く機会がございまして、その時にふるさと回帰センターにもよらせていただきまして、移住の関係につきましては、もうすでに仕事としては動き始めて、まちづくり課の方には、指示は出しております。そういったものをふまえて、移住される方のリフォームに関しては、今後検討するというところでお願いをしたいと思っております。

議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

7番（山田厚司君） 以上で私の一般質問を終わります。

議長（高橋敬治君） 7番、山田厚司君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 39 分

再開 午前 11 時 44 分

---

芹澤 孝 君

議長（高橋敬治君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

通告 7 番、芹澤孝君。

4 番、芹澤孝君。

〔 4 番 芹澤 孝君登壇 〕

4 番（芹澤 孝君） では、通告書にしたがって、読み上げたいと思います。まず、介護用品の給付について、「老人生活用具給付事業について」ですが、当町では、在宅介護をされている世帯に対して、老人生活用具給付事業等実施要綱に沿って、介護用品（おむつ等）・生活用品の償還払いを行っています。その条件の一つとして全世帯全員が住民税非課税である事としています。

このような線引きをしているために、生活が困窮しているのに全く支援を受けられないという世帯も出てきています。このような弊害を解消し、福祉の公平性を図るために、支援額を収入に応じ調整し、また、支援対象を、世帯から要介護認定者個人に、改善する考えはないでしょうか。

次に、空き家対策についてですけれど、全国的に空き家の存在と増加が問題となる中、平成 27 年 5 月に空家特別措置法「空家対策の推進に関する特別措置法」ですが、施行されて 2 年が経過しました。

空家特別措置法は、市町村に空き家対策の推進を求めているにも拘わらずですね、当町ではこの法律施行後の空き家対策が一向に見えてきていません。空き家対策となる次の各事柄については、どのように考えているのでしょうか。

1、空き家データベースの整備、空き家対策の計画について、2、空き家対策に関する条例制定について、3、小規模住宅用解体、建物解体後の固定資産税の優遇措置について、4、空き家解体費の助成について、5、空き家をリフォームする場合の助成について、6、特定空屋の行政代執行による解体費用負担について。

### 3. 複式学級についてですが、複式学級の回避、解消について

平成 29 年度より田子小学校では、2、3 年生は合計児童数が基準以下のため、複式学級が実施されることになりました。複式学級は、デメリットばかりでなくメリットもあることは知られていますが、現状では、メリットはデメリットよりが、大きいと考えられていることから、複式学級を回避、解消したいと考えるのが一般的であり、町民の思いでもあると推察されます。

複式学級が田子小学校で実施中であり、さらに平成 33 年には、賀茂小学校での開始が予想されています。複式学級の回避、解消についてはの考えは。

#### 2. 複式学級の講師確保について

今年度、町は田子小学校で開始される複式学級のために町費負担講師を 1 名雇用しました。この施策は、児童の学力の低下を避け、教師の負担を軽減するなど複式学級を円滑にすすめるために重要であり、評価される施策で複式学級が解消されるまでは必要とされることと思います。しかし、今回講師を確保するのに苦労したとの事であり、そのような状況が継続するのであれば、事業への影響が危惧されますが、果たして今後、安定して講師を確保することは可能なのでしょうか。以上、壇上での質問を終わります。

議長（高橋敬治君） 質問の途中ですが、暫時休憩します。

再開は午後 1 時からとします。

休憩 午前 11 時 44 分

再開 午後 1 時 00 分

議長（高橋敬治君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

町長（星野浄晋君） それでは、芹澤議員の質問にお答えいたします。

まず、1 点目の介護用品給付について（1）老人生活用具給付事業について、「支援額を収入に応じ調整する、また、支給対象を、世帯から要介護認定者個人に改善する考えはないか」というご質問でございますが、今のところは現状維持を考えております。次に 2 点目の空き家対策について（1）「空き家データベースの整備、空き家対策の計画作成についての考えは」ということでございますが、これにつきましては、つくりたいと思っております。続きまし

て、(2)の「空き家対策に関する条例制定について」でございますが、条例制定については、今後検討していきたいと思っております。次に(3)「小規模住宅用地の建物解体後の固定資産税の優遇措置について」でございますが、考えておりません。次に(4)の「空き屋解体の助成について」でございますが、これ私も議会議員の時に提案をしたことございますので、議会の理解が得られれば行っていきたいと思っております。次に(5)の「空き家をリフォームする場合の助成についての考えは」ということでございますが、これについても検討していきたいと思っております。次に(6)「特定空屋を行政代執行により解体した時の費用負担について」でございますが、原則、所有者に負担していただくものだと思います。しかし、特定空家に指定された場合、固定資産税の軽減されているものがなくなりますので、所有者がその件もふまえ、検討していただければと思います。次に、3番目の「複式学級について」の(1)「複式学級の回避、解消について」、「複式学級が田子小学校で実施中であり、さらに平成33年には、賀茂小学校での開始が予想されているが、複式学級の回避、解消についての考えは」ということでございますが、回避や解消するためには統合するしかほかに案はないと思います。次に(2)の複式学級の講師確保について「今回講師を確保するのに苦労したとの事であり、そのような状況が継続するのであれば、事業への影響が危惧されるが、果たして今後、安定して講師を確保することは可能か」というご質問に対しましては、講師の確保は今年度と同様厳しい状況に変わりはないと思われまます。講師の確保の難しさもありますが、講師確保による財政負担もありますので、統合問題を早期に解決してほしいと以前から訴えてきたわけでございますので、そのへんもご理解のほど、よろしくお願いいたします。

以上、壇上での答弁を終わります。

議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

4番（芹澤 孝君）まず、1点目の質問ですけど、今考えてないということですけど、私、前回、一度質問したことあるのですけれど、まず、聞きたいのは、この事業に向けての姿勢ですけど、町の「第5期介護保険事業計画」平成24年3月では、ここになんとコメントしているかといいますと「家族と同居していることによって、サービス対象外となり、生活困窮世帯であっても利用できない場合があります。今後は、申請者の生活状況も考慮し、対象額と条件を検討します」となっています。しかし、私これで、前向きなこと書いているから、今後は検討してくのだろうと思っていたら、平成28年3月「第6期介護保険事業計画」では、前段の文章は、文言は一緒で、最後のほうが、今度は「今後も事業計画を周知し、事業の維持、継続を図ります」となっています。この文言に書かれているということは、この

事業が、全然改善されてない、この事業に対する姿勢が、なんで後退したのかということをも  
まず、聞きます。お聞きしたい。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） その件に関しましては、担当課長に答弁をさせます。

議長（高橋敬治君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（白石洋巳君） 今の件につきましては、その後、各賀茂圏域の市町の事業内  
容等確認しまして、検討しました。ほとんどの市町は、非課税世帯が対象になっているとか、  
介護4、5とか、うちの町とほぼ条件的には一緒でした。ですからとりあえず検討した結果、  
今の事業でよろしいかと思ひましてそのままの状態で行っております。

議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

4番（芹澤 孝君） またあとで言いますけど、私は非課税ということ、介護格差をなく  
せと言っているわけです、その他の町のことを言っているわけではない、ここの町のこと  
もありますけど、そこは、まあさしおいて、次のことに、では、今、ほかの町でやられてい  
ないから、西伊豆町もやらないのだというようなことを言っていますけれど、松崎町は既に、  
収入による補助をやってますよね。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） どの市町がおこなっている、おこなってないという問題ではなくて、  
西伊豆町で必要であれば、おこないますし、西伊豆町では現状維持でよろしいかと思えば、  
そういうことになりますので、そういったことをご理解をいただければと思います。

議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

4番（芹澤 孝君） これ毎年、判で押したように、150万円の予算をとり、毎年実績13人  
だけですか、60万円使って100万円前後の不用額、毎年出していると。この事に対しては、  
全然見直しされてない、このような小さな町で、あれば、この150万円の予算の中で、やろ  
うと思えば、収入による補助を、やろうと思えばできるわけですよ。そこで隣町でさえ、実  
際ね、おこなっているわけです。では、やらない理由というのは、では、ほかがおこな  
っていないからということなのか、100万円も常にね、不用額を出しているのに、どうして、  
予算を縮減して、ではやらないのだ。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） 不用額が出たのは、不用額を出したくて出したわけではなくて、事業  
としては、行うつもりでやりましたけれども、結果的にそこまで必要でなかったということ

になります。逆に今、議員のおっしゃることをそのまま、予算のときに積むのであれば、不用額が出ないようにきっちりと、積算をして出さなければいけないというようになりますけれども、逆に必要になった場合、予算がなければ執行できないということにもなりますので、そのへんのご理解はお願いいたします。

議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

4番（芹澤 孝君） この100万円の予算額は、予算で出るって言って、それはわかります。しかし、これが、毎年同じようなことが続いているわけです。そこをでは、全然、改善してあげたいのではないかとっているわけですが、それとですね、対象者を、世帯としている、対象で、それに対して、同じ高齢者福祉として、老人福祉の生活事業、老人日常生活用具給付事業ですというのが西伊豆町あります、それによると、電子レンジ、火災警報器の購入などを支援するものですが、こちらは、所得に応じて支援して、そして個人に対して支援しているわけです。ここおかしいではないですか、これ、同じ町でやるのにね、基準が2つあるってことは、ダブルスタンダードになっている。どうしてか、そのへんをお伺いしたい。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） その件に関しましては、担当課の健康福祉課長より答弁をさせます。

議長（高橋敬治君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（白石洋巳君） 老人生活福祉用具の紙おむつ等につきましては、目的としまして、在宅高齢者を介護している世帯の経済的負担を軽減というのが大きな目的となっております。先ほど、芹澤議員が言いました、電化製品ですか、それにつきましては、個人となっているということですが、それも結局は、使うのは個人かもしれませんが、世帯でも、利用し、所得につきましては、世帯のほうの感じになっていると思います。

議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

4番（芹澤 孝君） 今のは、全然答弁になってないですよ、どうしてダブルスタンダードがあるかということです、ねえ、と思いますよ、困りますよ。それで、では、先にその答えをお願いします。

議長（高橋敬治君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時11分

再開 午後 1時12分

議長（高橋敬治君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。健康福祉課長。

健康福祉課長（白石洋巳君） すいませんでした。先ほどの紙おむつの関係は、介護の4、5の認定者です。介護保険事業の中で行っています。今いいました、電化製品とか、そちらにつきましては、一人暮らしの老人ってということで、介護の認定になってない方でも利用ができるようなことの条件になっていますので、その関係で違ってきます。

議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

4番（芹澤 孝君） 今の、こちらにこういう条文があるから、こちらにもこういう条文があるということ、ただ言っているだけで、なんででは、ダブルスタンダードにしているのだからってことの全然説明になってないと思いますけれど。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） 先ほどらい、ダブルスタンダードと議員はおっしゃいますけれども、案件が違うので、当然違うのは当たり前だというように思います。

議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

4番（芹澤 孝君） では、その財源が違うからってことで、理解したらいいみたいですか。

議長（高橋敬治君） 案件。

4番（芹澤 孝君） 案件。案件ということであれば、それなりの、それで理由付けするのであれば、それで通るのであれば、それでもよしとしましょう。しかし、この、そもそも、この事業の財源は、紙おむつ事業支給の事業、介護保険の地域支援事業の任意事業、介護保険というのは何かというと、そもそも、この介護は、家族に押し付けないということは、社会全体で、支えてくってということが、コンセプトにあった、それで、この事業をみると、では、この家族に苦勞させているために報<sup>むく</sup>い<sup>ら</sup>るって書いてあるけど、では、これは、家族介護を助長させることに結局なっていますよ。この要綱は。そういうことを考えますと、この日常生活給付事業の一人暮らしへの対象を、個人になっているように、支援されるべきは、個人ではないかと思うのだけど、どうでしょうか。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） 介護を家族にというのをおっしゃいますけれども、逆に議員のおっしゃることをいうのであれば、家族が介護を放棄するということに捉<sup>とら</sup>え<sup>ら</sup>れますけれども、それでもよろしいわけですか。

議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

4番（芹澤 孝君） 私は、介護を放棄するとはいいません。介護保険の主旨が、家族に介護を押し付けないってことだから、これは、家族介護を家族に、押し付けることになるのではないかってことを言っているわけですよ。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） いや、押しつけないということは、他人に押し付けるということですよ、そうではないのですか。

議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

4番（芹澤 孝君） まあそのところは、水かけ論になるので、いつまでやっても一緒だと思いますけれど、それでは、1つ聞きたいのは、それでは、今後、そのへんのことをもう少し勉強して、検討してもらいたいと思いますけれども、では、例えば、この支援対象者が、あくまで、世帯全員が、住民税非課税としているとしていますけれど、支援対象になっていなかった世帯において、では世帯分離して、非課税世帯になった場合は、この支援対象になるわけですよ、それと世帯分離して、独居の場合は、これ、支援対象になるわけですね、そのへんはどうなのでしょう。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） はい、その件に関しましては、担当課長より答弁をさせます。

議長（高橋敬治君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（白石洋巳君） はい、今おっしゃいましたように、世帯分離ってことは、世帯を分けることですもので、世帯分離をして、非課税世帯となれば、対象になると思います。

議長（高橋敬治君） 総務課長。

総務課長（佐久間明成君） ただ今の、世帯分離のお話ですが、例えば、全く別の家に、離れて住むということと、同じ家の中で、制度上分離するということでは、全く同じという解釈ではございませんので、そのへん誤解がないようお願いしたいと思います。

議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

4番（芹澤 孝君） 同居していても世帯分離ってありますよね。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） はい、総務課長より答弁させます。

議長（高橋敬治君） 総務課長。

総務課長（佐久間明成君） それは制度上ですよというお話で、住民票等の扱いですが、こ

ここでは、同居が前提となっていて、その介護者の支援という制度をここでお話をされておりますので、同居して、同じ世帯の中で、現状が分離されている、生活が分かれているという状態でなければ、やはり、これは、同居している世帯という解釈になると思います。

議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

4番（芹澤 孝君） そのへん、忘れてしまったけれど、「同居」ということは入っていましたか、言葉が。

議長（高橋敬治君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 1時55分

議長（高橋敬治君） 休憩を解いて再開します。

町長。

町長（星野浄晋君） はい、ただ今のご質問は、総務課長より答弁をさせます。

議長（高橋敬治君） 総務課長。

総務課長（佐久間明成君） ご指摘のとおり、「同居」という文言はございません。ただ「家族介護」というかたちで表記されております。

議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

4番（芹澤 孝君） ということは世帯分離すれば、対象となるってということですよ。

議長（高橋敬治君） 総務課長。

総務課長（佐久間明成君） 極端な言い方すると、世間一般的にみて、その家の世帯主の方が、高齢者の方を扶養にとって、同じ家に住んでいるという状態なのかどうかということ判断しますということです。

議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

4番（芹澤 孝君） これは、どこの課、どこの課とか、町内の税金対策とか、そういう施設に入るためとか、そういう理由で、世帯分離している家庭は現にあるわけですよ。そうすること考えると、これは別に、その世帯分離して、では支援していただいて、全然悪いことではないわけですよ。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） 確かに、議員のおっしゃるように、制度的には、そういうことだろう

というように思います。一般世間のモラルとしてそれをまかりとおるのかということ、それは個人の判断に委ねられますので、一概に町として、どうかは言えませんが、当然そういうことは、生きる上で考えていただければならないと思います。

議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

4番（芹澤 孝君） では、次にいきます。空き家対策の件ですけど、さっき、町長から答弁がありましたけど、データベース作成ですか、これは、つくりたいってことですけれど、今後、私いろいろ質問事項、そういうことを書いてあったのだけれど、つくりたいって言われると、なにか、理論がひっくり返って、聞くことがなくなってしまうのだけれども、では、期限とか、予算、やり方は、どのように考えていますか。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） 今まで何も無いところからつくるわけでございますので、はい明日すぐにどうぞというわけにはいかないことは、議員も、ご理解いただけるというように思います。当然このデータをつくるとうことでございますので、皆さんにお示しできるようなかたちでつくるには、相当な時間がかかるのかなあとこのように思います。それはやはり、ある程度、地区の皆さんにもご協力をいただきながら、情報を得ていくということになりますので、そういったものをご理解のうえお願いいたします。

議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

4番（芹澤 孝君） これ、全然いま、構想の段階であって、プランとかは無いのでしょうかから、1つの案として、民間業者もやっているということを行っています。では、次の条例制定の件ですけど、これ、検討しているということですけど、これ、検討ということは、まあ役所言葉で言うと、もう、やらないに等しいということをよくいわれる方がいますので、少し、このへんについては、少し質問、原点に立ち帰った時点で、質問したいと思っておりますけれど。おこなう場合、この構想というか、どのへんところまでをおこなうというようなことは考え、どの程度のことまではおこないたいと決めようという考えはあるのか、例えば特定空家の基準、それと、取り壊しの基準、それと、補助額とか、ほかになにかあるのですかね、ひっばくした時の緊急の場合はどうするかとか、そのへんについて、なんか具体的には、どのへんことを、決めるってというようなことは考えられているのでしょうか。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） 検討しておるとこのことでございますので、いいようにとっていただければありがたいというように思いますが、上部条例がございまして、当然特別措置法の

規定している内容を、町が具体的に実施する上での、条例の制定も必要になりますので、それを踏まえて検討するというごさいます。

議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

4番（芹澤 孝君） この、空家、空家特措法というのは、ただ大枠を決めているだけで、この第1条の特措法の設置目的にありますように、市町村が、この空き家対策を進めていく上で、必要の事項を定めるということをやっているわけですが、ということは、これ必要な事項を定めることは、条例をつくりなさいよということを促しているわけですが。それで、今言われたように、私がいろいろなことを、上部条例と下部条例ですか、その関係から、その上をこえない、こえられないという関係はあるでしょうけれど、しかし全然、大枠しか決められないのだから、詳細について決めても別に問題ないのではないかなと思うけれど、どうでしょうか。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） ですから、先ほど申し上げているように、条例の制定が必要になりますので、検討するというごさいます。

議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

4番（芹澤 孝君） では、次に固定資産税の優遇措置ですけど、考えておられないことですが、この西伊豆町条例には「公益のために直接専用をする固定資産（有料で使用するものは除く）固定資産税は免除する」となっています。それで、さらに、空き家解体費後の更地を公営避難地などの公益のために、利用することであれば、解体費用が国、町の補助対象となる補助事業があるわけですが、こういうことを、空き家対策として、解体を促す要因になりますので、積極的にね、町民に、こういう制度がありますよってことを広報していくってことは考えてないのでしょうか。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） 公営整備をする計画が無いのにそういったことはいえないということごさいます。

議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

4番（芹澤 孝君） 公営整備するってことではなくて、空き家を、今あるのだけれど悩んでいる、そういう人たちはどうするかという。そういう人たちには、こういう制度もありますよってことをわかってもらう、そういうことが必要なのではないのでしょうか。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） はい、その詳細につきましては、担当の産業建設課長より答弁をさせます。窓口税務課長より答弁をさせます。

議長（高橋敬治君） 窓口税務課長。

窓口税務課長（真野隆弘君） 先ほど、芹澤議員から話がありましたが、一応、町民への周知ということですが、こちらのほうは、軽減措置というところの小規模住宅用地等の軽減措置については、広報等で周知していきたいと思います。空き家対策についての条例制定等を踏まえて、今後考えていければと思います。以上です。

議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

4番（芹澤 孝君） 私が言っているのは、私の説明が悪かったのだろうけれども、西伊豆町税条例で、公益のために、専用する固定資産は、固定資産税を免除するって条項があるのです。こういう条項を空き家対策には、優遇になるから、こういうことがありますということを広報したらどうでしょうかってことをいっているのです。広報。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） 公益のために利用する目的は無いのにそういった広報はできないと思いますがいかがでしょうか。

議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

4番（芹澤 孝君） だから全然それでは、そういう制度があるのに、所有者が困っているのに、知らないってことは、それはまた、おかしいのではないのでしょうか。困る、それは知っている方が、住民のためでもあるし、空き家対策の促進になるのではないのでしょうか。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） よく条文を読んでいただきたいと思いますがけれども、計画があれば免除しますというように、たぶん書いてありますけれども、町としては計画がないのにその建物を壊すであるとか何とかかっていうものに、補助を出すことはそもそもできませんので、ですから先ほどらいっておりますように、そういった軽減対策は計画がないのにできないということでございます。

議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

4番（芹澤 孝君） 計画はある、ないではなくて、西伊豆町税条例に、こういう条文があるわけですよ。計画あるなしに関係なく。こういう条文があるということは、こういう制度はありますから、そういうことを知ってもらったほうが、それでは、空き家対策の助けになる、促進になるのではないかということをお願いしているのですけれど。

議長（高橋敬治君） 芹澤孝に申し上げます。通告の内容と違う方法に行っていますので、次に質問に移ってください。

議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

4番（芹澤 孝君） では、今の件は、では空き家解体した場合、この固定資産税が6倍になるっていわれていますけれど、実際には、負担調整措置があるので、3、4倍になりますよね、これは今この、費用をかけてまで解体しようとする所有者はなかなかいないという、解体後のこの更地を公益のために、提供する場合はいいですけど、その他の場合は、所有者を、その気にさせるなにかの、優遇措置が必要ではないかと思います。例えば、解体後の更地を、ある期間固定資産税の評価を下げるとか、やはり、期限付きで固定資産税を免除するとか、そういうことは考えられないでしょうか。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） そうならないように、建物をお持ちのかたは解体をせずに、固定資産税が、1/6に軽減されている状態で放置をされていると、それを改善するために国のほうが、そういった特定空家に特定した場合は、今までの軽減を廃止しますよというものが、今議員のおっしゃっている条例だと、私は認識をしておりますので、今までどおりそのまま放置されれば、特定空家と認定されなければ、今のままで軽減されているということだと思いますが。

議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

4番（芹澤 孝君） いや、すでにこういう、解体後も、優遇措置としてですね、もう何年間か、固定資産税を免除するとか、何年間は、全然、軽減をするという自治体もあるわけですよ。そういうことを考えますと、今後、ますます、空き家増えてくる当町みたいなところでは、そういうことも検討しておく必要があるのではないかと思いますけれどね。それで、次に、解体費用の補助ですか、これをやるっていうことでありますから、これはあれですか、では、どのようにやるかってことは決まっているのでしょうか。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） 今までにないものを、1ヵ月半の期間にやろうというように向かっておるわけでございますので、そのへんのご理解をお願いいたします。

議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

4番（芹澤 孝君） では、どのへんまで、調べているのか、よくわかりませんが、では、この空き家解体に対する、国の補助があるわけですが、補助金が、こういうことを利用し

てやったらいいかと思うのですが、こういうのを、利用する考えはないのでしょうか。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） 当然、有益なものがあれば、国、県の補助金を利用して行いたいというように思います。この空き家解体補助に関しましては、たぶん議会の皆さんからも、要望が、前町長に出ておりましたけれども、それが、取り入れていただけていないということで、今回議員が質問されている中で、私が、検討していきたいとおるわけでございますので、そのへんのご理解をお願いいたします。

議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

4番（芹澤 孝君） では、国の補助制度いろいろあると思いますけれど、では、どういう補助制度があって、それでこの町が利用できる補助制度というのはあるのですか。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） 条例を制定するなりして、実施する時までには、そのへんは詳細をしつかりと調べて、議員の皆さんにもお知らせできるように、準備をさせていただきます。

議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

4番（芹澤 孝君） まあ、解体補助というのは、時代の流れでありまして、ほとんどの町が、だんだんやるという方向に向いているわけですが、防災、環境の面からこういうことは必要だと思いますけれどね、では、そのへんはよろしく考えて、進めてください。それで、実施するについて、私が思うのです、まあ、先進の自治体では、300万から100万円ぐらいの間で、その町の財政力にあった補助しているわけですよ、

議長（高橋敬治君） 芹澤君。空き家解体費の補助の件ですか。

4番（芹澤 孝君） ええ。

議長（高橋敬治君） もう、これについては、先ほどから回答出ていますので、次の質問してください。

4番（芹澤 孝君） いいえ、そうですか、

議長（高橋敬治君） それは、これから案を出すって言っているわけですよ。

〔発言する人あり〕

4番（芹澤 孝君） それでですね、補助金を出しているわけ、それで、毎年、解体案件に柔軟に対応するには、以前公共施設基金を積んだようにですね、小規模住宅解体基金なるものを積んで、助成措置をとったらどうかあということをご提案したいのですが、どうでしょうか。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） それもふまえて検討いたします。

議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

4番（芹澤 孝君） 空き家のリフォーム助成についてですけど、これも検討ということでしたけれど、検討はほんとに実行されるかという、少し不満、疑問に思うもので、少し述べさせてもらえば、町は、移住促進、空き家バンクの活性化をうたっていますけれど、これらの事業を支援策となっている、マイホームの空き家リフォームの助成措置がありません。これらのことを、移住制度と空き家バンクにとっては大きなマイナスとなっていると、このまわりをみましても、南伊豆と松崎町にはリフォームの助成制度があると、南伊豆町では、2016年度には、転入超過となったという報道がありましたけれど、この制度だけの成果だとは思いませんけれども、この転入超過を後押ししたことは間違いなくと思います。また、隣町の松崎をみたときでも、財政的に当町のほうが余裕あると思いますけれど、すでに、介護、住宅改修事業補助制度があるわけ、この西伊豆町だけ今まだ無いということ、では西伊豆町今までどうして、これをできなかったのかということを知りたいと思います。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） 今までできなかった理由に関しましては存じ上げてございませんので、答弁はあの上できません。ただ、近隣の市町の、今の現況に関しましては、担当課の方で調べておりますので、把握はしておりますが、先ほどらいから、議員は検討しているという不満そうなお感想されますので、逆にやりませんという答弁をしたほうがよろしいのかと迷っておるわけですがいかがでしょうか。

議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

4番（芹澤 孝君） いや、こういうことは、町長は、就任したてなのでわからないと思いますが、当然、庁内では、当然議論されたことあると思うんですけど、この課長の方達は、そういうことは議論されていなかったのか、以前は。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） 引き継ぎの内容に、そのような内容はございませんので、把握していないということでございます。

議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

4番（芹澤 孝君） では、次に、この特定空家をですね、行政代執行した時の解体費用の負担の件ですけど、この一般質問のおもむきからは少し、外れるかもしれませんが、少

し疑問に思いましたので質問させていただきます。もし、解体命令を、無視し続けて、行政代執行となった時、その費用負担を拒んだ場合の費用回収はどうなるのでしょうか。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） ですから、そういった案件が発生しないように、特定空家を今まで特定していないというようにご理解をいただければと思いますがいかがでしょうか。

議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

4番（芹澤 孝君） これは、特定空家のガイドラインを、読んでいれば、答えが書かれているわけですね、課長、だれ、産業課長になる、税務課長、ねえ、

議長（高橋敬治君） 質問にしてください。

4番（芹澤 孝君） だから、費用負担はどうなりますか。もし費用を拒んだ場合の費用の回収はどうなりますか。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） 詳細につきましては、担当課長より答弁をさせます。

議長（高橋敬治君） 産業建設課長。

産業建設課長（村松圭吾君） すいません、私の方も、今確認をしているところですけども、費用負担のほうは、最終的には、個人の方にいかなる場合でも払ってもらうようになると思います。

議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

4番（芹澤 孝君） これは、税務課の担当になるのだと思いますけれど、結局差し押さえになるわけですね、差し押さえと強制的に、徴収するということですよ、ね、だけ、町としてそこまでやるかということですけど。

議長（高橋敬治君） 産業建設課長。

産業建設課長（村松圭吾君） すいません、私の先ほどの答弁で、少し付け加えさせていただきます。完全に特定空家制度に示された、特定空家に認定した場合、最終的には、国からの補助金から、支出されるものと解体費のされるものと思います。

議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

4番（芹澤 孝君） 行政代執行した場合と、前提をしているでしょ。

議長（高橋敬治君） 総務課長。

総務課長（佐久間明成君） ご質問の内容が、2つほどとんでしまいますので、ですけども、特定空家に指定されて、代執行した場合の費用負担ということで、単純に考えますと、

これはあくまでも、所有者の方、先ほどいったように、差し押さえをするのだろという、ご質問がございましたが、換金する試算、もしくは競売等で負担費用ができるのであれば、特定空家の解体をせずに、まずは所有者の方に、その用地の売買、同意の処分をしていただいて、費用を捻出していただいて、解体というような方向で指導することが、特定空家のほうでうたわれていると思います。それにも応じずに、町がやった場合ということで、最終的に換金できる資産があれば、通常の場合、差し押さえとかっていう方向へも、こういくことがありえますということです。

議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

4番（芹澤 孝君） だいぶ、議論がすすんできたというか、いうとこなのですけど、では、仮に、この差し押さえる動産がなくですね、この不動産を押さえると、不動産、土地を。その場合の土地が売れるまでは、町が占有しているわけで、そうすると、町が占有しているということは、もうほかに使い道がないわけですよ、その救済措置として、例えば、町が買い上げるとして、その費用と解体費用は相殺できるので、費用に充てることはできる、そういう考え方は。

議長（高橋敬治君） 総務課長。

総務課長（佐久間明成君） ですので、特定空家に指定して、解体指示を出すにあたって、そういった換金性とかっていうことが、まず最優先で、検討されます。

所有者の方とも、そういうお話をしてからということですので、よほど、そういったことで、決着を見ない場合のお話を今されておりますので、かなりレアなケースになってくると思いますが、そのへんは、その前に、所有者の方とそういう指導と話し合い、換金性についてということで、おこなって、初めて、その後の代執行とうかたちになりますので、一足飛びに代執行だよということではないということでご理解いただきたいと思います。

議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

4番（芹澤 孝君） もう1点、別のケースとしてですね、例えば、緊急で、危ない特定空家になっている、危険だからということで、緊急に壊したという場合ですね、この所有者が亡くなっているですね、亡くなっているのに、この名義変更をされていないとか、それで相続人が相続放棄している、または、相続人の所在が確認できない場合は、こういう場合の費用負担はどうなるのでしょうか。

議長（高橋敬治君） 総務課長。

総務課長（佐久間明成君） この場合におきましても、裁判所等への申し立て等に行いまし

て、極力、先ほど産業建設課長の方から話しがありましたが、国の制度上の支援を受けてということで、交付金になってきますが、そういった中で、対象を検討してということになると思います。

議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

4番（芹澤 孝君） はい、では

議長（高橋敬治君） 質問の途中ですが、暫時休憩します。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 1時55分

議長（高橋敬治君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。芹澤孝君。

議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

4番（芹澤 孝君） では、複式学級について、質問をします。私、西伊豆町のホームページみていたら、教育関係、教育委員会関係のこの議事録の中にですね、「複式学級を回避するなら教師1人を雇えばよい」との主旨の発言がありました。現にこのように、実行しているところもあると聞いています。それが可能であればですね、本年度講師1人雇ったわけですから、補助教員でなく、学級担任として雇用すればですね、田子小学校の複式学級は回避できたのではないかと思いますので、どうなのでしょう。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） 当然そのとおりだと思います。ただ、予算がともなうものでございますので、一概にそれはできないということでございます。

議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

4番（芹澤 孝君） 予算というか、もう1人雇っているわけで、講師のことを対象にして、私は今言っているわけです。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） そもそも教師と補助員とは、給料の額が違いますので、そのへんをご理解のほどお願いいたします。

議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

4番（芹澤 孝君） 講師を教師と呼ぶか、教師を講師と呼ぶか、それは、別に、講師を担

当教師にしても別にいいわけですよ。それは、間違いではないですね、できますね、

議長（高橋敬治君） 教育長。

教育長（清野裕章君） 先ほど、芹澤議員からですね、複式学級を解消するなら教師1人を雇えばよいというようなことでありましたけれども、教師の人数というのは、国法で決められておまして、それは、「公立義務教育小学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」という非常に名前の長い法律で決められております。それに対して、静岡県は、その法の範囲内で、下限を下げております。そして、複式学級を解消するには、というようなことでありますけれども、複式学級は解消されておられません。ただ、そこに担当する教師が、今、上の学年をみているから、下の学年をお願いしますというようなかたちで、みていてくださいというようなかたちで運用されています。したがって、法律の範囲内での運用と、そのようにご理解いただければと思います。

議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

4番（芹澤 孝君） いや私は今、雇っている1人、雇ったのだから、その方を学級担当にできないかってことを言っているわけですけど。

議長（高橋敬治君） 教育長。

教育長（清野裕章君） それは先ほど申したとおり、国法に反する行為だというようにみられますので、行うことはできません。

議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

4番（芹澤 孝君） これはもう、現におこなっているところもありますよ。こういうことを。

[ 発言する人あり ]

それですね、次に、複式学級の解消を、学校統合しかないということをいわれますけど、これまあ定説になっているわけですけど、さっき、教育長、法律といわれましたけれど、平成23年にですね、この義務標準表ってのがありますよね、これは、これ学級編成に関する都道府県教育委員会の会を見直しということで、改正になっているわけですよ、すると、この改正されたことによってですね、小中学校の学級編成については「県の教育委員会の決めた基準に従い、市町の教育委員会が行うって」今までなっていたところを、「県の教育委員会が決めた基準を標準として、市町の教育委員会が児童生徒の実態を考慮して行うと」この県の教育委員会の基準に従う必要はなくなったわけですよ。それと同時に、今まで学級編成については、県教育委員会と協議して、どうやるってことになっていましたけれど、届出だ

けでよくなったわけですが、これらによって、学級編成については、町も教育委員会も自由裁量となったわけですが、なぜ今回の田子小学校が、複式学級を回避できなかったのかと私思うのですけれど、どうでしょうか。

議長（高橋敬治君） 教育長。

教育長（清野裕章君） それは、私のほうでは把握しておりません。

議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

4番（芹澤 孝君） 事例でなくて、教準現行法の4条と5条見てくださいよ。そこに書いてあります。県の会を見直すということで、町の教育委員会は、基準を標準として市町の教育委員会が児童生徒の実態を考慮して、学級編成を行うということは、もう明文化してあるわけですよ、その5条には、今まで、協議事項、協議して同意ということだったけども、県の教育委員会について、学級編成については届出するだけでいいということになっているわけですよ。

議長（高橋敬治君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（高木光一君） 基準はそういうのがございますけれども、当町の教育委員会といたしましては、県の基準をもとに実施をしていくということで、現在までおこなっております。

議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

4番（芹澤 孝君） ではですね、これをあの、今までに教育委員さんというのは、今の、情報を知らなかったわけですよ、知らないかたもいるわけだと思います、この複式学級を検討していくうえで、知っていたら田子式学級の複式学級の展開も違う方向にいていたのではないかっていうことを私は思うだけです。この複式学級についての、この会議なりなんなりあったと思いますけれど、こういうことをでは、知らせました、こういう条文がこうなった、なっていますということ、教育委員に。

議長（高橋敬治君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（高木光一君） 教育委員会の中でそのような情報提供をしたことはございません。

議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

4番（芹澤 孝君） しかしこれは、少し問題なのではないのですかね、そういうことを知った上で、では教育委員なり、なんなりの方が話し合っ、ではあこの町は、定数、県の基準より、下がるけど、では、だけど、下がっても町の方針としてね、子どもを育てるために

やるのだってことを話し合うかもしれないではないですか。こういうことを知らないから、もう、最初から定数が低いから、複式学級ありきの方向で、議論が進んでしまうということでしょう。

議長（高橋敬治君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（高木光一君） 先ほども町長のほうが答弁いたしましたけども、正規の職員をつけますと、1,000万弱になります。まあ、今回臨時講師ということで230万程度と財政負担も考える中で、どのような配置をするかっていうことも考える必要があるかというように思います。

議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

4番（芹澤 孝君） だから、財政負担っていうけど、さっきおしゃったように、講師1人でおこなえるわけですよ。別に教師、県費負担の教師を雇わなくても、それはできると思いますよ。

議長（高橋敬治君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（高木光一君） 臨時講師の方が正規の教員の方と同じような業務ということはできないっていうふうに私の方は認識しております。

議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

4番（芹澤 孝君） それはどっかにあの、条文なり、法律なりで決められているのでしょうか、例えば、この間の新聞報道によりますと、昨日ですか、朝日新聞によると、補助教員だけど、学級担任を任されて大変だとそれに、ついては給料、その他の面でもよくない、というようなこと載っていましたよ。

議長（高橋敬治君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時 5分

再開 午後 2時20分

議長（高橋敬治君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。教育長。

教育長（清野裕章君） はい、質問の中にあつた、講師ということでありますけれども、講師につきましては、臨時講師の場合と常勤講師の場合がございます。非常勤講師の場合がございます。田子小の場合は、非常勤講師でありますので、学級担任をおこなうことができま

せん。以上です。

議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

4番（芹澤 孝君） そのへんの根拠が、はっきりしないってことはあって、現に講師を学級担任でやっている、ところもあるってことを、認識してもらってですね、もしできれば複式学級を解消するという方向のことを検討していただきたい。それとですね、今、講師の話にいきますけど、では、補助教員ということで、雇用したわけですけど、これは、加配ということは、県の方をお願いしたのですか。

議長（高橋敬治君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（高木光一君） 県のほうの規定の中で、加配の措置はありませんので、こちらの方は、県の方にも要望してございます。

議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

4番（芹澤 孝君） いや、するかしないかは町の規定ではなくて、町の要望、要望しても別にいいことになっているのでは、これ、たしかね、その学校の編成についてにおいて。

議長（高橋敬治君） 教育長。

教育長（清野裕章君） 加配というものは、各小学校、中学校で行われておりますけれども、その加配はなぜ加配するのかといえば、目的があって、加配をするわけですので、目的外使用は、まずいことだというふうに認識しております。

議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

4番（芹澤 孝君） だから複式学級を解消するために、加配をお願いすればよかったのではないかっていうことです。まあいいですよ、その件は。それで、安定的に講師の方を確保するということは難しいってことですけど、さっきも言ったけれど、この講師の方というのは、西伊豆町の場合、臨時職員の扱いの要綱で行っているのですけれど、やはり、条件が良くなければ来ていただけないということですね、西伊豆町であったら、まず町内で探すことはほとんど困難な状態であると思います。だから、そういうことではなくてですね、条件を良くして、町外から呼ぶように、住宅手当をつけるとか、それから賃金の見直しをおこなうとかしてですね、公募して、登録してもらったらどうでしょうか。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） 今の質問につきましては、担当より、答弁させますけれども、先ほどの質問というか、おっしゃられた内容で、加配がうんぬんというご質問ございましたけれども、前宮崎教育長の、ご努力で、いろいろ西伊豆町も、ALTという制度があるとかという

ものが、採用されております。今県の方に帰って、ご活躍をいただいておりますけれども、当然県から来られて、一生懸命西伊豆のためにやっておられた方でございますので、当然、県や国の方針でそういった加配ができるのであれば、できる状況をもって、この4月1日を迎えていけるようにしてくれたと思います。できてないということは、そういったものが、ないというようなご理解をいただいて、宮崎教育長の名誉挽回の答弁とさせていただきます。

議長（高橋敬治君） 教育長。

教育長（清野裕章君） 今町内でも講師の先生がご活躍しているわけですが、その講師の先生にとりまして、不安定な身分は、望んでおりません。また、私ども、採用する側においても、だれでもよいというわけではございません。そのような利害が一致するのは、ごくわずかということでありまして、登録制にしたらどうかというようなことが、今お話ししてありましたけれども、登録制にする、そのメールを作成するにも、相当な時間と労力を使います。しかも、年ごとに状況は変わりますので、年ごとに見直していかなければならないというような、費用対効果考えた時には、果たして、そこまでやるかというところで、今1つ踏み切れないっていうのが、正直なところです。

議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

4番（芹澤 孝君） この、臨時講師の確保については、ほかの静岡県内の市町で、既に、登録制をとっているところあります。それですね、こういう話をすると、確かに費用対効果とか、いうことができて、お金の話にすぐなるのですけれども、このバランスがとれ、他の臨時職員との、バランスがとれてないってこと、すぐ出てきますけれど、この、子どもに対する、これは投資ですよ。西伊豆町子どもに対する投資、そのへんを認識してもらって、別枠で、条件を設定してもらっても全然問題ないと思います。それで、現に、別枠で臨時講師である、臨時職員なのだけど、臨時の職員とは別に、別枠で要綱をつくっているという市町もあります。そういうことをまあ、認識してもらって、以上で私の質問を終わります。

以上です。

議長（高橋敬治君） 4番、芹澤孝君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時34分

西 島 繁 樹 君

議長（高橋敬治君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

通告 8 番、西島繁樹君。

8 番、西島繁樹君。

〔 8 番 西島繁樹登壇 〕

8 番（西島繁樹君） それでは、議長のお許しを得ましたので、今回最後の一般質問になりますけれど、まあよろしくをお願いします。私のほうからは、防災対策の一環としての、災害協定の推進についてともう 1 つ就学援助についてこの 2 点についてお伺いします。

防災対策の災害協定の推進ですけれども、被災時には、その初期段階及び避難所において飲料を確保することが重要であります。

近年、飲料自動販売機の中には、災害時に被災者に対し無料で飲料を提供する災害支援型自動販売機があり、メーカーとの「災害支援協定」を進めております。

そこで、私ども西伊豆町においても災害対応型紙コップ式自動販売機の設置及び災害協定の締結を検討するべきであると思うがいかがでしょうか。

2 つ目、就学援助における入学前支給について、要保護児童生徒の新入学時に必要な学用品（ランドセル等）の費用は入学後の支給になっております。

今般、文部科学省は、単価を従来の倍額にし、新たに「就学予定者」を加えました。平成 30 年度から予算措置を行うとの通知がなされたところであります。

この措置により、入学前に要保護児童生徒は、学用品の費用が支給されることとなります。

しかしながら、この措置は準要保護児童生徒がその対象になっておりません。

現状を鑑みた場合、西伊豆町においても実施できるよう対応すべきと思うが、いかがでしょうか。壇上からは以上です。

議長（高橋敬治君） 町長。

〔 町長 星野浄晋君登壇 〕

町長（星野浄晋君） それでは、西島議員の質問にお答えいたします。

まず、1 点目の防災対策について（ 1 ）「災害協定の推進について」ということで、「災害対応型紙コップ式自動販売機の設置及び災害協定の締結を検討するべきと思うが」ということとでございますけれども、この件に関しましては、検討してみたいと思っておりますが、メーカーさんに確認したところ、提供のエリア外ということとございますので、ご理解のほど

よろしく願いをいたします。

次に２点目の「就学援助における入学前支給について」の（１）「入学前に要保護児童生徒は、学用品の費用が支給されることになるが、準要保護児童生徒がその対象になっておりません。現状を鑑みた場合、西伊豆町においても実施できるよう対応すべきと思うが、いかがか」という質問でございますが、子育て支援の観点からも、経済的に厳しい状況の家庭を支援するための方策といたしまして実施いたします。

議長（高橋敬治君） 西島繁樹君。

８番（西島繁樹君） それでは、最初の防災対策の紙コップ型の飲料自動販売機の設置の件ですけれども、これは検討していくという町長のお答えですけれども、メーカーの方でエリア外だということですけど、エリア外というのはどういうことかというか、例えば、実際、これは東北のほうの東日本大震災へのところでは、かなり活躍したわけですけれども、どういう条件があるのか教えてください。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） はい、その件につきましては、防災課長より答弁をさせます。

議長（高橋敬治君） 防災課長。

防災課長（山本法正君） こちらにつきましては、先ほど町長が答弁したように、業者の方に確認しております。そこで、その、エリアにつきましては、現状では、いずれは修善寺までということで、修善寺までしか対象にならないという回答をいただいております。

議長（高橋敬治君） 西島繁樹君。

８番（西島繁樹君） 修善寺までという事は、要するに、修善寺から南のほうには来ないということですね。

議長（高橋敬治君） 防災課長。

防災課長（山本法正君） 現状では、対象になっていないという事です。

議長（高橋敬治君） 今の答え、修善寺から南が、

防災課長（山本法正君） 失礼しました。修善寺から南の地区については、現状では対象になっていないということです。

議長（高橋敬治君） 西島繁樹君。

８番（西島繁樹君） その理由というのは、なんか調べましたでしょうか。要するに、メーカーのほうがこうだとか、国の決まりでこうなっているのだよということがあるのか、いずれにしても東南海沖地震等、いろいろ対策立てていく地域であることは間違いのないわけです。

けども、その点を教えてください。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） 詳細について、調べたわけではございませんけれども、私が知る限りでは、たぶんインターネットの回線を使って災害時には、その解除がされるのであろうというふうに理解をしております。ですから、今まで、西伊豆町は、昨年度、光回線が開通しましたけれども、要はそういったものが整理されていないところでは、そのロックを解除することとかというものに関して、電源だけつながっている自販機では不可能だということで、その回線がつながっていれば、そこで、本部のほうで解除するというので、たぶん修善寺までということではないのかなというように思っております。

議長（高橋敬治君） 西島繁樹君。

8番（西島繁樹君） これについてはですね、今町長言われたように、光回線の関係があるということですから、時間的にいえば、それが、今後はこちらでも普及というか、使用可能になるということかと思えます。それともう1点、東日本大震災等で使用したのを調べましたところ、要は、ロックを、現場で外せば、無料になるというか、自動に出てくるというような機種も今はあると、いうようなことはお聞きしておりますけども、そういうのは調べてありませんか。

議長（高橋敬治君） 防災課長。

防災課長（山本法正君） 確かにそういう自販機があるっていうことは承知しております。

議長（高橋敬治君） 西島繁樹君。

8番（西島繁樹君） ですから、もっと積極的にというか、いろいろ新しいことっているわけですから、いきなり、今日実現するということではありませんけれども、調べて、新しい機種等がありますので、ぜひお願いしたいと思えます。東日本等でも、赤ちゃんのミルクをその無料になった自販機で、お湯を出して、ミルクを溶くことができたとかですね、いろいろ利便性が高いと思えますので、前もってできることだと思えますのでよろしく願いいたします。

次にですね、就学援助についてですけども、これについては、町長が、やるよと、やるよといういいかたないですけど、オーケーいただきましたけれども、少し参考にお聞きしますけれども、準要保護児童というのは、市町村で、要するに、準要保護児童の基準を決めている、決めているか、決められることができるわけですけども、普通、常識でいいますと、要保護児童というのは、生活保護のご家庭の方がほとんどだと思えます。準要保護児童とい

うのは、どの範囲をいつているのか、それを教えていただけませんか。ただ単純に、生活保護以外の住民税非課税世帯全部ですよってということでもないのかなあとと思いますけれども。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） はい、その防災協定の件でございますけれども、今議員は、紙コップに限定して質問をされておりますので、そういうことなのかもしれませんけれども、当然、通常の自販機のことに関しましても、できうるならばそういった災害協定を結んで、災害時には、そのジュースを提供するようなことも、検討の中に含んでおりますので、ご了承いただければというように思います。後段の質問につきましては、教育委員会の事務局から答弁をさせます。

議長（高橋敬治君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（高木光一君） 議員、質問の準要保護の基準ですが、いくつかご紹介させていただきます。市町村民税が非課税または減免にされた方、それから、個人事業税または固定資産税が減免された方、それから児童扶養手当が支給された方、それから、生活福祉資金貸付制度により貸付を受けている方等でございます。以上です。

議長（高橋敬治君） 西島繁樹君。

8番（西島繁樹君） その、条件でいきますと、現実に私どものほうは、西伊豆町の場合、人数的には、常識というか、全国的にいうと要保護児童に対して準要保護児童の割合というのは、1対10ぐらいで10倍ぐらいあるわけですがけれども、うちの場合、これ町長はおこなっていただけるということですがけれども、どれぐらいの、概算でいいですがけれども、準要保護児童の人数というのはどれぐらいになるのでしょうか。

議長（高橋敬治君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（高木光一君） 29年度におきましては、小中合わせて25名でございます。以上です。

議長（高橋敬治君） 西島繁樹君。

8番（西島繁樹君） 25名が対象ってことですか、この準要保護の。

議長（高橋敬治君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（高木光一君） そのとおりでございます。

議長（高橋敬治君） 西島繁樹君。

8番（西島繁樹君） 観点変えますけれども、これ、よろしくお願ひしますと思ひますけれども、もう1つは、これ就学前に支給しないと、生活の大変な人たちの、ご家庭のお子さんで

すから、例えば、ランドセル1個買うのに、今、高いのは10万ぐらい、私どもの子どもの時と違いまして、平均でだいたい5万円ぐらいランドルするそうですけれども、要保護児童さんの場合は、ほとんどが生活保護の方、ご家庭だと思いますから、なんていうのですか、入学前準備金というのがありますので、4月1日以前、3月に支給されていると思います。ところが、準要保護児童も含めまして、これを前倒しで、3月に支給するよと、医療費なんかでいう、委任払いと、償還払いとの違いみたいなのがありまして、今までが、いったん立て替えて、ご本人というか、ご家庭が出していたわけですけれども、前倒しにすればそれができると、その要綱も今回、4月1日で文科省は要綱をつくったはずだと思います。ですから、そういうことも、町もできるようになるのか教えてください。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） ですから、壇上で答弁をいたしましたように、要保護児童生徒と同じように準要保護児童生徒もその対象にして、4月1日前に実施をするということでございます。

議長（高橋敬治君） 西島繁樹君。

8番（西島繁樹君） そうしますと、町としても、要綱をかえると、要綱をつくり直さなければいけないですね、一応、年内中に、予算としては、平成30年度から実施するとしても、平成29年度の来年の3月に支給することになりますので、要綱の改変が、いりようになると思いますけれどもいかがでしょうか。

議長（高橋敬治君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（高木光一君） はい、確かに、入学準備金を4月1日前に支給するとなると、要綱の改正、それから補正が必要になるというように考えております。できましたら12月の補正、それから、その頃までには要綱の制定ってことを考えております。以上です。

議長（高橋敬治君） 西島繁樹君。

8番（西島繁樹君） これで助かる人がだいぶいるわけですから、ぜひ入学前ということと、準要保護のご家庭の児童さんもおこなっていただけるということをぜひお願いしたいと思います。以上で私の質問を終わります。

議長（高橋敬治君） 8番、西島繁樹君の一般質問が終わりました。

---

休会宣告

議長（高橋敬治君） お諮りします。

議長出張のため、明日6月8日を休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 異議なしと認めます。

したがって、6月8日を休会とすることに決定しました。

---

#### 散会宣告

議長（高橋敬治君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。

皆さん、ご苦労さまでした。

散会 午後 2時49分